

平成30年第1回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成30年3月5日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成30年3月6日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (11名)

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 1 番 光 岡 美 里 君       | 2 番 末 吉 克 巳 君  |
| 3 番 岡 本 則 夫 君       | 4 番 中 川 ゆかり 君  |
| 5 番 主 枝 幸 子 君       | 6 番 奥 村 富士雄 君  |
| 7 番 柚 木 喬 君         | 9 番 瀧 野 純 敏 君  |
| 10 番 中 雅 洋 君        | 11 番 大 田 直 樹 君 |
| 12 番 川 本 英 輔 君 (議長) |                |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 山 中 裕 之 君   |
| 教 育 長       | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監         | 福 代 智 之 君   |
| 総 務 部 長     | 新 木 之 博 君   |
| 民 生 部 長     | 中 村 政 愛 君   |
| 教 育 次 長     | 河 本 和 彦 君   |
| 総 務 課 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 車 地 孝 幸 君   |
| 税 務 住 民 課 長 | 大 畠 英 司 君   |
| 民 生 課 長     | 高 橋 蔦 江 君   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 産業建設課長     | 西 谷 伸 弘 君 |
| 都市計画課長     | 中 村 輝 彦 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 係 長    | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|       |         |                                             |
|-------|---------|---------------------------------------------|
| 日程第 1 |         | 「一般質問」                                      |
| 日程第 2 | 議案第 6 号 | 「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」                   |
| 日程第 3 | 議案第 7 号 | 「坂町総合計画策定条例の制定について」                         |
| 日程第 4 | 議案第 8 号 | 「坂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」 |
| 日程第 5 | 議案第 9 号 | 「坂町循環バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」              |
| 日程第 6 | 議案第10号  | 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」     |
| 日程第 7 | 議案第11号  | 「坂町国民健康保険条例の一部改正について」                       |
| 日程第 8 | 議案第12号  | 「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」                      |
| 日程第 9 | 議案第13号  | 「坂町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」                  |

|       |        |                                                                                             |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第10 | 議案第14号 | 「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」                                                                 |
| 日程第11 | 議案第15号 | 「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」                                                                    |
| 日程第12 | 議案第16号 | 「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」                                                                 |
| 日程第13 | 議案第17号 | 「坂町介護保険条例の一部改正について」                                                                         |
| 日程第14 | 議案第18号 | 「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」                                           |
| 日程第15 | 議案第19号 | 「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第16 | 議案第20号 | 「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」                |
| 日程第17 | 議案第21号 | 「坂町葬祭料条例の一部改正について」                                                                          |
| 日程第18 | 議案第22号 | 「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」                                                                    |
| 日程第19 | 議案第23号 | 「坂町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について」                                                            |
| 日程第20 | 議案第24号 | 「坂町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」                                                           |
| 日程第21 | 議案第30号 | 「坂町留守家庭児童会設置条例の一部改正について」                                                                    |
| 日程第22 | 議案第25号 | 「平成30年度坂町一般会計予算」                                                                            |
| 日程第23 | 議案第26号 | 「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計予                                                                      |

算」

日程第24 議案第27号 「平成30年度坂町下水道事業特別会計予算」

日程第25 議案第28号 「平成30年度坂町介護保険事業特別会計予算」

日程第26 議案第29号 「平成30年度坂町後期高齢者医療特別会計予

算」

~~~~~〇~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。きょうから定例会一般質問を行いますけれども、傍聴席には何かとお忙しい中、多くの方においでいただきまして、まことにありがとうございます。

小屋浦小学校6年生の児童の皆さん、初めての議会傍聴ということでございますけれども、わからないことが多いかと思いますが、少しでもこれからの生活の中で役立つことがあればという考えでおりますので、きょうはひとつよい学習になるよう期待をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、10名から13問の質問事項が通告されております。それでは、順次発言を許します。

なお、議員の皆様方におかれましては、要点を絞って発言をお願いいたします。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「道徳教育の教科化について」質問願います。

主枝議員。

○5番(主枝幸子議員) 「道徳教育の教科化について」お伺いします。

平成27年3月、学校教育施行規則の一部が改正され、従来の道徳が「特別な教科道徳」として、平成30年度から小学校で検定教科書を使用しての授業が開始され、中学校では平成31年度から全面実施されることになりました。

道徳教育の充実が求められる背景には、子供を取り巻く地域や家庭環境の変化、コミュニケーションや人間関係に関する変化などが考えられ、さまざまなルールやマナ

一を身につけ、円滑な社会生活を営むための判断ができる子供を育成する必要があります。

また、いじめなどの重大な問題も少なくない昨今、ますます道德教育の重要性は高まっており、今までの道德教育の変遷をたどるとともに、今後、教科化となる道德教育に期待したいところです。

今後、坂町としてどのように道德教育を進めていくのかをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「道德教育の教科化について」お答えいたします。

坂町第4次長期総合計画には、坂町の未来を担う子供一人一人が生きる力を育む「知・徳・体」の調和のとれた人づくりに努めるため、学校、家庭、地域が一体となって道德教育を推進していくことを明記しています。

文部科学省では、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から道德の時間を「特別の教科道德」として新たに位置づけ、抜本的な充実を図ることとしています。

道德教育では、みずからの人生や社会における答えが定まっていない問いを受けとめ、多様な他者と議論を重ね、探求し、自他ともに納得できる解を得るための資質・能力が求められており、こうした資質・能力の育成に向け、道德教育は大きな役割を担うこととなります。

坂町では平成12年に策定した坂町第3次長期総合計画に、道德心の高揚に向け、礼節を重んじた教育の推進について明記し、道德教育の充実を図ってまいりました。

第4次長期総合計画においても、児童生徒の意識調査の実施や「学びの礎7」の取り組みを町全体として実施するとともに、授業改善を重ね、家族愛、郷土愛の醸成を図るため、地域行事等への参加、体験、学習する機会を提供してまいりました。これらの取り組みにより、本町の道德教育については、町内外から高い評価をいただいております。

今後も道德教育の教科化に向けた学習指導要領の改訂と、考え議論する道德へ向け、指導体制強化及び指導の質的転換に取り組んでまいります。

また、道德の指導を行う一人一人の教員には、学級や児童生徒の実態から柔軟に授業を構想し、道德教育推進教師と協働しつつ、積極的に道德教育の推進を図ってまいります。

とりわけ、教職員の人材育成については、校長のリーダーシップのもと、学校経営計画の実現に向けた学校組織としての教育力の向上を図るとともに、教職員みずから具体的な目標を掲げ、主体的に能力開発に取り組むなど、授業改善による教育環境の充実を図ってまいります。

引き続き、児童生徒一人一人によりよく生きるための道徳性を養うため、道徳的価値や自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる教育を推進してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 答弁にありましたが、人としての大切な道徳教育に早くから力を入れ、取り組まれていることはよくわかりました。

では、質問に入ります。

学級担任が検定教科書を使用し、考え議論する道徳の授業をどのように実践していくのか、担任への指導はどう考えているのかお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 坂町はこれまでも道徳教育には取り組みを行っております。礼儀は他者に対する道徳心、節度は自分に対する道徳心として、礼節を重んじる方針を小中学校や校長会、教頭会を初め、研修会などにおいても周知しております。

「特別の教科道徳」の実施に向けて広島県教育委員会主催研修、坂町主催の研修、校長会、道徳教育推進協議会などを通じ、変更点などの周知もしております。

今後も、道徳教育推進教師をリーダーとして、各学校では校内研修を実施し、全ての教職員へ実施に向けた準備を、今、進めているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 学校内でしっかり問題点を認識していただき、取り組んでいただきたいと感じました。

次に、道徳の教科化という改革で、学校教育全体がどのように変化し、今後の展開の方向をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 新しく道徳のほう教科化になるんですが、大きな

変更点といたしましては、3項目を考えております。

まず1項目めは、検定済みの教科書を導入して授業をするということ、2項目めは、考えて議論する道徳への転換というところ、あと3点目は、数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式の評価をするという3項目と捉えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 評価という言葉が出たのでお伺いします。

人間の生き方には正解はないと言われていますが、その評価についてちょっと危惧しているのは、先生によって価値観や物の見方など違うと思います。当然だと思います。その評価について、教育委員会としてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 道徳の評価についてお答えします。

道徳科の評価につきましては、現在、各教科で行われているような、いわゆる観点別の評価であったり、数値による評価、いわゆる評定ということにはなじまないというようなことで国から指示を受けております。

こうした理由から、道徳の評価につきましては、個人内評価ということで、一人一人のよい点、あるいは可能性、道徳を受けて、授業を学んで進歩した状況であるとか、そういったところを見取り、記述式によって励まし伸ばす、いわゆる積極的な評価をするよう指示が出ているところでございます。

また、道徳の評価は入試等にもなじまないというようなところで、入試に活用したり、あるいは調査書、内申書等に記載することもないようというところで指示を受けているところでございます。

とはいえ、学習評価のいわゆる妥当性であるとか、信頼性というものについては高める必要がある、重要であるということから、各学校で評価の視点や、あるいは評価結果について検討するであるとか、あるいは、評価に関する実践事例を蓄積し、その蓄積したものを各学校で共通理解を図ることが必要であると考えております。校長、あるいは各学校に道徳推進教師がおりますので、そういったリーダーシップのもと、学校全体で組織的、いわゆる個人にならないように計画的に取り組みの充実を今後も図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） よくわかりました。

では、道德の時間を「特別の教科道德」として抜本的な充実を図ると答弁にありましたが、抜本的な充実とは何か、具体的に説明していただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 抜本的な改革といいますか、充実ということでございますけれども、一つは、道德教育が教科化になった大きなきっかけの一つとしては、いじめに関するやっぱり痛ましい事案が後を絶たないというようなことでございます。

これまでも道德教育というのはいじめ防止に関して大きな役割を担ってきたというふうに考えておりますが、これは全国的な指摘でもあるんですけども、やはり道德の時間が読み物の登場人物の心情理解のみに偏った授業であるとか、あるいは決まりきった答えを児童生徒に言わせたり、あるいは書かせて終わってしまう授業のほうが多いのではないかというような全国的な指摘がございました。

そういったところを、今後は、あなたならどうしますかというようなところを正面から児童生徒に問いながら、自分自身のこととして考え、そして児童生徒の中で議論していくような道德へと転換していく、いわゆる質的な転換を図っていくところが求められているところでございます。

しかしながら、広島県は是正指導以後、非常に全国的にも道德教育の充実については高い評価をいただいております。その中でも本町の取り組みについても非常に評価をいただいているところでございます。

引き続き、各学校の児童生徒の実態を踏まえ、考え議論する道德の授業を積極的に展開することが、いじめであったり、今後掲げられる道德教育の目標の実現に向けて、さらに取り組みの充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 今の答弁にもありましたが、最終的に生命や心身に重大な被害を与えるいじめをなくす道德教育であってほしいと考えています。

○議長（川本英輔議員） 答弁要らないんですか。

○5番（主枝幸子議員） 結構です。



○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「町内保育園の「認定こども園」移行について」質問願います。

中川ゆかり議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「町内保育園の「認定こども園」移行について」の件をお伺いします。

町内の保育園は坂みみょう保育園、横浜若竹保育園、小屋浦みみょう保育園、なぎさ若竹保育園の四つの民間保育園があります。

政府は平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、幼稚園や保育園だけでなく、認定こども園の普及の場をふやすことを決定しました。

保育園は厚生労働省の管轄で「福祉施設」、幼稚園は文部科学省の管轄で「教育施設」となっており、認定こども園は内閣府が管轄する施設で、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づいて発足した幼保一体型施設です。

町内では、平成30年4月より横浜若竹保育園及びなぎさ若竹保育園が認定こども園に移行することが決定していると聞いておりますが、経緯やこれからの行政のかかわりについて伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内保育園の「認定こども園」移行について」お答えをいたします。

認定こども園は幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設として平成18年10月に創設され、県知事が条例に基づき認定をすることとなっております。

議員御指摘のとおり、平成30年4月から、町内4園のうち、横浜若竹保育園及びなぎさ若竹保育園の2園が認定こども園に移行することとなりました。

移行後は、今まで保育を必要とする事由がないために、保育園ではなく、町外の幼稚園を利用されていた方の利用が可能となります。

議員御質問の移行の経緯についてでございますが、移行に当たっては、施設概要、定員、職員配置等について、保育所基準から認定こども園基準に変更する必要があることから、運営法人みずからが移行の決定をされ、認可者である県に6月、仮申請書を提出し、7月、県審議会の仮申請書受理審査で申請書受理の決定を受け、11月の

本申請書提出により認可の内示がありました。

また、今後の予定でございますが、今月開催予定の県審議会において、各種添付書類の審査が行われ、今月末に県から認可決定の通知書が交付される予定となっております。

次に、今後の行政とのかかわりについてでございますが、移行後は、これまで町が行っていた保護者負担金の徴収を園が行うことになり、町が支払う運営費についても、保護者負担金を除いた費用を支払うこととなります。

園の運営内容については、今後も月1回の園長会議を行うなど、町内4園と連携し、引き続き、町の方針に基づいた子育て支援を実施をしてまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 答弁ありがとうございます。

答弁に、移行に当たっては、施設、定員配置等について、保育基準から認定こども園基準に変更する必要があるということがありましたが、認定こども園と保育園の大きな変更内容というのはどういったものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えいたします。

認定こども園と保育園の大きな変更内容についてですが、主なものとして、職員の配置基準と思われます。保育所は保育士資格、認定こども園は幼稚園教諭と保育士資格両方を有する保育教諭を置くこととなります。そのため、認定こども園に移行する場合、開設までに幼稚園教諭の資格がない保育士については、通信等で資格の取得を、また、10年以上を経過した旧の幼稚園教諭資格を持った保育士については、5日間の免許更新講習を受講し、修了する必要があります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 大まかに先ほどの答弁を聞くと、教員の資格が必要であるということですね。保育教諭等の資格が認定こども園には必要であるということと受けとめたんですが、次の質問に移ります。

今まで幼稚園に行っていた子供には奨励費というのが町から支払われておりましたが、認定こども園、認定1号に当たる子供ですね、それに通う子供も同様に支払い

はされるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 幼稚園奨励費の支払いについてですが、認定こども園を利用されることになった場合は、幼稚園奨励費の支払いはございません。

理由といたしましては、幼稚園は一律の利用者負担金となっておりますが、認定こども園は保護者の収入と家族構成を考慮し、利用者負担額を町が認定し、負担していただくこととなるため、一律ではないということで、幼稚園奨励費の支払いはございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 奨励費の支払いがないけれども、幼稚園は幼稚園であるということなんでしょうか。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 済みません。幼稚園に通っていらっしゃるお子様が認定こども園に行った場合は、1号認定という認定こども園の中の幼稚園部分に所属されることとなります。そのため、認定こども園の幼稚園部分であるため、幼稚園奨励費という形が必要になると思いますが、簡単に言えば、幼稚園奨励費を引いた金額を保護者に負担していただくという形になります。済みません、御理解のほどお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 今のですごくよくわかりました。ありがとうございました。

次に、町は保育園運営費というのを今まで保育園に払っていましたが、今回、保護者負担金を省いた費用を支払うというふうに答弁にありました。保育園が認定こども園になることで、負担の増減というのはあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 運営費の増額に関してですが、30年の予算計上では、保護者負担金を引いた金額という形で、うちの運営費は下がっているような形になっております。しかしながら、全体的に国が定めた基準に基づき、平成30年度の試算をしましたところ、運営費増額分は3千万円、また、そのうち一般財源持ち出し分を900万円と試算しております。ですから、予算上は下がっておりますが、町の負担はふえているというのが実情でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 今ので、減っているけど、町の負担は上がっているという、内容は3千万円とか900万円とかいうことでしたよね。

次、最後になりますが、担当課は民生課となっていました、最後に教育長にお願いします。といいますのも、かねてより、保育園、小学校、中学校の連携について取り組みをしておりましたのでお聞きしたいと思います。

教育行政方針にもありました連携教育の推進というのがありました。広島県教育委員会が「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランというのを策定されております。その内容には、幼保小連携教育の推進なども具体的施策として取り組み等が上げてあります。

現在、坂町では、先ほど言いました教育行政方針にもありました教育を考える会等に園長が出席したりして連携を図っておられます。研修などもされていると思います。来年度より、町内の一部の保育園が認定こども園になることで、新たな連携の構築に期待をしておるのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） お答えします。

乳幼児期からの教育、保育というのは、生涯にわたる人格形成、あるいは小学校以降の教育の基盤を培う上では非常に重要な時期であるということは認識しているところでございます。

先ほどありましたけども、昨日の坂町教育行政方針でも御説明申し上げましたように、保育園からの円滑な接続を図り、子供の発育や発達段階に合わせた連続的かつ効果的な教育を推進していくというふうな考えのもとから、本町では保育園での育ちと学びの小学校につなぐ教育活動を以前から進めているところでございます。

小学校と保育園、また、あるいは中学校、それから町教育委員会とが連携を密にする中で、お互いの教育、あるいは保育を理解し、小学校と保育の違いを認めながら、子供たちの育ちであるとか学びというものを連続させていく連携推進教育のほうをこれからも進めていきたいというふうに考えております。

来年度、認定こども園に移行されるということでございますけども、引き続き、教育を考える会、あるいは町内での研修会や研究大会、各種行事へ参加する、あるいは場合によっては園長会への参加であったり、個別の教育相談等の充実もこれからも図

っていきながら、円滑に小学校生活へ移行できる子供の育ちと学びの連続性を大切に  
する教育のほうを推進してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお  
願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「自殺対策基本法に基づく町の対策に  
ついて」質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 「自殺対策基本法に基づく町の対策について」お伺いします。

我が国における自殺問題は決して楽観視できない状況であるとの認識のもと、誰も  
自殺に追い込まれることのない社会を実現を目指すために、平成28年4月、自殺対  
策基本法の一部を改正する法律が施行されました。

そこで、坂町における自殺防止対策について、次の点について町当局の考えをお伺  
いします。

1、坂町独自の対策をつくるために必要となる坂町における自殺の実態の分析はど  
のように進めていますか。

2、平成30年までに策定することとなっている市町村自殺対策計画の策定はどの  
ような進捗状況でしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「自殺対策基本法に基づく町の対策について」お答えをいたし  
ます。

我が国の自殺対策は、平成18年に成立した自殺対策基本法に基づき、さまざまな  
対策が実施されてきました。その結果、一時期、3万人を超えていた自殺者は減少傾  
向となりましたが、いまだ高い水準にあります。

そうした中、平成28年4月に自殺対策基本法の一部が改正され、自殺対策が生き  
ることの包括的な支援として実施されるべきことなどを基本理念に、誰もが必要な支  
援を受けられるよう自殺対策計画を策定することとされ、本町では平成30年度に策  
定する予定でございます

御質問一点目の、坂町における自殺の実態分析につきましては、本年1月に国の自  
殺総合対策センターから、年齢、性別、原因等について分析がなされたプロファイル  
データ等の提供を受けたところであり、対策の基礎データとして利用してまいります。

御質問2点目の、本町における自殺対策計画策定の進捗状況につきましては、現在、策定に向け準備を進めているところであり、策定に当たりましては、法の基本理念及び昨年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因をふやすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるための包括的な支援を、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関連施策と有機的に連携することを考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） これから計画を立てていく上で有効な対策をとるためには、まず、坂町における実態を分析していく必要があると考えます。

そこで、送られてきたデータがあるというふうに答弁いただきましたが、そこから見える坂町の傾向というのはどのようなものなのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 坂町の自殺の実態状況について、本年1月に送られてまいりました国からのデータによりますと、坂町は男性の自殺者が多い、また、若年層、働き盛りの方の自殺者が多い傾向にあると出ております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） これからも、引き続き、丁寧な実態把握を行っていただきたいと思います。

そのデータから見えた坂町の傾向をもとに、これから計画を策定をしていかれると思いますが、その計画をつくるメンバーについてお伺いします。

先ほど町長に答弁いただいたように、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野、そういった施策との有機的な連携が必要になるというふうにお答えいただきましたが、例えば坂町でも地震・津波などの避難訓練を積極的に行っていますが、そういった災害があった後の心のケアというところはとても大切になると考えます。

そこで、計画策定に当たっては、どのようなメンバー構成で、特に心の健康対策として、精神保健の分野については、どのような参加者を考えておられるのかということをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 策定に向けてのメンバーということでございますが、本町には坂町の地域保健対策協議会というものがございます。この中には町医の方、食生活の推進員の方、母子保健推進員、民生委員さん、女性団体、あとは県の保健対策をすところの行政の職員もかかわってまいります。

さらに、このメンバーに加えまして、やはり学校関係、教育関係というのが非常に大切となっておりますので、教育委員会または学校等との連携も考えておりますし、保育園との連携も考慮して考えておるところでございます。

あと、精神保健の関係となりますと、本町には医療機関で精神科医はおりませんので、あと社会福祉士とか精神保健福祉士、済生会広島病院等にそういった資格を持った職員がおりますので、そういったところとの連携も図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） さまざまな背景を持たれている方が構成員として参加されるということで、坂町独自の計画が策定されることを今から期待しているところです。

そこで、先ほど教育も大事だというふうにお答えいただきましたが、改正された自殺総合対策大綱のほうでも、例えば児童生徒に対しては、SOSの出し方に関する教育の推進など、具体的なことがすごく書かれていまして、それを読んで、SOSをみずから出すことがなかなか難しい小中学生というのは少なくないだろうと思いました。そういった視点を持って、とても大切だと思うんですが、教育における取り組みについても伺います。

学校教育においては、こういった対策に対してどのような体制をとって、そしてどのような方向性で各小中学校での取り組みを進めていくのかということをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） お答えいたします。

自殺は非常にさまざまな原因が複雑に関連し合って生じる複雑な問題であるというようなことは認識しております。子供のSOSを早期に適切な対応ができるゲートキーパーの役割と申しますか、そういった職員が果たすことというのは、いわゆる自殺

予防に限らず、いじめであるとか、あるいは非行防止であるとか、不登校などの未然防止にもつながるといふことでもあるといふふうに考えております。

今年度も本町の保険健康課と連携させていただいて、町内4校の教職員を対象に、ゲートキーパーにかかわる研修会を、講師を招聘いただき実施し、教職員の資質向上に努めてまいりました。

議員さん申しましたとおり、子供が悩み、苦しみを、助けてという声を受けとめることができる環境づくり、あるいはその救いを受けとめ、関係性、仕組みが必要であるといふふうに考えております。

こういったところから、学校内、あるいは学校外の相談窓口の周知の徹底を図る、あるいは、現在配置しておりますスクールカウンセラー、あるいはソーシャルワーカーとの連携、状況に応じては医療関係等の専門関係、さらには学校、家庭、地域とが協力して、これらに向き合えるチーム体制の強化を図っていくということが重要であるといふふうに考えております。

また、教育課程全体を通して、自分の命、あるいは他者の命の尊さ、あるいは夢を持って生きるということの大切さなどを児童制度の心に響く指導を、引き続き、充実を図ってまいりたいといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 学校教育における方向性をお聞かせいただけまして、これからもより一層の充実と普及啓発というものがなされることだとすごく期待しております。

次に、先ほどそういうしんどいことを言えない状況はゲートキーパーなどで救いあっていこうというようなことをお聞かせいただけましたが、この坂町においても、最初に答弁いただきましたように、毎年、自殺で亡くなった方が何人もいるという状況がございます。

一方で、その方々にもそれぞれ御家族や御友人といった存在がおられるはずで、残された方々の心中は察するに余りある状況だと思えます。そういった大切な方をなくされた方へのサポート体制というところほどのようになっているのかというところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。



○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

遺族の方ということでございますが、これは当町のほうでは、やはり保健師等がかかりまして、これも町の保健師のみならず、県からの保健師、また、パレアモアの医療機関、あちらの先生等もかかわっていただきながら、家族のケア、周りの方のケアを、引き続き、行っております。

必要に応じて、やはり長期化することもございますので、期間を置きながらかかわらせていただいて、御家族を見守っていくということをいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 長期的に見守っていける体制があるということはすごく心強いことだと感じました。

そこで、先ほども改正された自殺総合対策大綱のことをちょっと引き合いに出しましたが、そこでも、残された人への支援の充実するということで、自助グループの運営などへの支援なども明記されていまして。要は、残された方々が自分たちで気持ちを分かち合っていくための会を運営するための支援ということが書かれていたんですが、これは例えばいろんな地域で分かち合いの会とかそういうような名称で、残された方々が思いを語り合えるような場を運営されている状況があります。

今後、例えば坂町においても、そのような会を発足させて、分かち合える場があるという状況をつくるということも非常に大切になるのではないかと考えておりますが、そこは町としていかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

本町は県内の中でも小さな町でございます。この中で、過去5年間に数名の自殺者がいらっしゃいました。その残された御家族、自助の会ということでございますが、なかなかやはり個人のプライバシーの問題もございます。難しい問題ではないかと考えてはおります。やはりこういったことは医療の2次圏域等々で考えてまいりたいと思っておりますが、平成30年度に策定いたしますこの自殺対策、当町では心の健康推進計画、心の健康が大事ということで、そういった計画の名称にしようとは考えてはおりますが、その中でいろいろな御意見を伺いながら、必要とされることであれば、町での発足も考えていかなければならないとは思っておりますが、今現在は広域での

そういった自助の会というものの立ち上げが必要ではないかとは思ってはおります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 7番 柚木 喬議員から「高齢者福祉とは何かを改めて問う」を質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「高齢者福祉とは何かを改めて問う」という件で質問いたします。

高齢者福祉について、下記の点を確認させていただきます。

1番、基金は高齢者の過去から今まで培ったものが貯金としてある。バス運行について民生面、高齢者福祉面からバス無償化にし、原資として使用すべきである。バス担当部署である都市計画課が町民目線を忘れ、2月9日現在、受益者負担を主張しているが、考え直すべきではないか。

2番目、私の一般質問において、公平性に問題があるので、本町は考えてないという答弁がございます。広島市のポイント制、バスの交通費助成、免許証返納は正面から取り組むべきであると考えます。公平性の意味をお聞きします。

3点目、他町においては、高齢者福祉課など専門的な部署がございます。坂町ではどのように考えられているか伺います。

4点目、高齢者は今後の介護体制を将来的に不安に思っている。差し迫った問題として、認知症対策と平成30年度からの保険料値上げの問題がございます。負担とサービスの給付のバランスをどう解決するのか、当局の見解を伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「高齢者福祉とは何かを改めて問う」の件についてお答えをいたします。

本町の高齢者福祉施策につきましては、国の施策に基づき、本町の実情に合った持続可能な福祉施策を推進し、取り組んでいるところでございます。

御質問1点目の、基金を原資としての高齢者のバス料金の無償化についてでございますが、坂町循環バス事業は、中国JRバス安芸線の廃止を受け、平成15年4月から運行開始をしている町営バスでございます。循環バス事業に関しましては、坂町第4次長期総合計画及び坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を上位計画として、地域

公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通のあり方や行政としての役割等を定めた坂町地域公共交通網形成計画を策定をしております。

本計画では、将来のまちづくりを支える地域公共交通、便利でわかりやすい地域公共交通、地域との協働により持続可能な地域公共交通の三つを基本方針とし、事業運営を行っているところでございます。

町といたしましては、本計画に基づき、これまで同様に地域公共交通機関として、町民の皆様にとって利便性の高い将来も持続可能な循環バス事業を運営していくことが町としての責務であると認識をしております。

また、受益者負担に関しましては、公共サービスの反対給付として利用される特定の方に応分の負担をしていただくことが基本であると考えております。この考えに基づき、町といたしましては、循環バス利用者の皆様には利用の対価として使用料を御負担いただく必要があると認識をいたしております。

このようなことから、議員御提案の、地域福祉施策として基金を活用した高齢者対策等としての無償バス運行事業は考えておりません。

御質問2点目の、公共性につきましては、地方自治体の提供する公共サービスは、住民の皆様から徴収した税金により賄うのが原則でございますが、高齢者等のバス運賃を無償化すること、運転免許証の自主的な返納を促すために、返納された方だけに奨励金を支給すること、交通費を助成することなど、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて全てを税金で賄うと、サービスを受ける方と受けない方との間で不公平が生じることとなります。

御質問3点目の、他町においては高齢者福祉課など専門的な部署がある。坂町では考えないのかについてでございますが、本町では保険健康課に介護高齢者係を設置しており、この係において高齢者福祉に係る事務を行っております。

また、高齢者福祉にかかわる専門職員を坂町地域包括支援センター等に配置し、連携を密にし、高齢者福祉事業を担っておりますことから、御指摘の専門的な部署としての機能は果たしており、新たな部署の設置は考えておりません。

御質問4点目の、高齢者の認知症対策と平成30年度からの保険料値上げの問題があるが、負担とサービス給付のバランスをどう解決するのかについてでございますが、介護保険事業計画を策定する上では、高齢者の認知症対策を含め、本町の次期計画期間の介護サービス給付費等を推計をし、その給付費等に必要となる保険料を算出をし

ておりますことから、サービス給付と保険料のバランスには問題がないと考えております。

今後も町民の皆様に住みなれた地域でいつまでも元気で暮らしていただけるよう、町民の皆様と行政が役割分担を行い、公助に頼るだけでなく、地域における自助、共助による地域が支え合う体制づくりや、自主的に各種活動が行われている本町の文化や地域性を大切にした高齢者福祉を推進してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） バスの件でございますけども、既に走りかけておるんですね。答弁のほうは、公共交通に全て縛られてくるわけでございますけども、ちょっと民生的な面から伺います。

都市計画課が主導してきたわけですよ。民生部長、もしあれだったらお聞きしたいんですが、バスを無償化にして、高齢者が出かけが多くなったりして、かなり活性化するというふうな思いますが、これは地域包括ケアとかなんかいうふうな分野において、何か後方支援じゃないかと私は思うんで、そっちのほうはどういうふうに思われますか。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えいたします。

バスの無償化につきましてでございますが、現在でも公共交通機関として交通弱者の皆様に対しても運行いたしております。それゆえ、必要最低限の応分の負担をいただいておりますという基本的な考え方でございます。

また一方で、高齢者の皆様がお出かけになられて健康増進につながるというお考えでございますが、皆様の買い物とか通院とか、そういった利便性を考慮した上でのバスの運行形態となっておりますので、今、これからの運行形態でそういった対策がとれるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 公平性の件について伺います。

高齢者というのはおのずと足が悪くなって、感覚が鈍るというのは当たり前の話ですよ。それを補填する対策に、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて、全てを税金で賄うというのはできんよということは、無視してるということなんか、

これは。不公平というような言葉というのが、高齢者に対する補填いう策ですから、不公平ではないんじゃないかと思うんですけども、どういうふうな考え方ですか、これ。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 不公平、公平性についてお答えをいたします。

こちらに町長が答弁をさせていただきましたのは、高齢者さんに対する不公平性ではなく、全住民様に対する公平性、不公平性を申し述べております。

やはり高齢者の方が免許を返納された、その方だけにそういった奨励金を与えること、お出しすること、それでは免許を持たれてない方はどうなのかということにもなります。現に、今現在でも免許証を持たれてない方は公共の交通機関を使われて、お買い物とか通院とかお出かけをされておられます。そういったことから、高齢者に限ったことで公平感を言っておるのではなく、全住民を対象にした公平感というところで、不公平であると申し上げておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今、高齢者が何割おるんですか。3割おるんでしょう、坂町には。28%ぐらいですよ、いいですか。それから三、四年後は4割になるんですよ。町民の中でかなり高齢者のウエートが高くなるんですよ。そういう意味で、組織について伺うんですが、前向きの施策を打つために、何かこういうような専門家いうのが必要じゃないかと私は思うんですけども、その辺の組織の考え方、総務部長か何かですか、どういうふうな形か答弁願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

この件に関しましては民生部門のみならず、各自治体の組織上の話であると考えます。県内の他の自治体の組織について調査いたしましたが、やはり人口規模によって異なっており、それぞれの自治体に合った組織でサービスを提供している状況でございます。答弁書にもございましたように、坂町においては、現在の体制で専門的な部署としての機能を果たしており、新たな部署の設置は考えておりませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと介護のことで触れます。答弁は、全体的に給付とサービスのバランスがとれているというような答弁でございました。認知症の広がり、

ピッチが速いんですね、全国的に、知っတဲ့のよう。全国では何か1万3千人、年にふえるとかいうようなことを言ってます。町に置きかえたら、多分、二、三人とか三、四人ふえるんじゃないかと思ひます、勝手に私が思っただけです。いうようなことで、認知症の広がりについて、介護について追っついていっないんじゃないかと思ひます、その辺はどんなでしょう。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

介護保険事業計画においては、1期から立ててはありますが、認知症対策はそのころから施策として取り入れてあります。現在、坂町におきましては、認知症カフェ等の立ち上げも、今年度、1カ所で立ち上げる予定といたしてありますし、また、認知症の地域支援推進員も配置をいたしてあります、積極的に地域に出向いて、各家庭を回り、個々のお話を聞きながら対応をさせてはいただいております。

また、施設といたしましても、坂町に地域密着型のグループホーム、サンキ・ウェルビィも坂小学校の裏口にございますが、その施設に、今、満床で入っている状態ではございます。

認知症の人数につきましては確かにふえてはありますが、それに見合った施策、職員等も配置いたしまして、地域に密着した形での取り組みを坂町では進めておるところでございます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

再開は11時10分とさせていただきます。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時08分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「ウォーキングをさらに推進し、日本一の町づくりを」について質問願ひます。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「ウォーキングをさらに推進し、日本一の町づくりを」の件で質問いたします。

日本一のウォーキングの町を目指してスタートした町、教育委員会、広島文化学園大学、商工会の産学連携による月イチの「ようよう坂町ウォーキング」が、この2月で満10年、121回目を迎えました。

当初は300人も多くの方が参加したこともありましたが、現在では二、三十人が参加・定着しています。今後は工夫をしながら継続が必要です。

ところで、平成22年8月に町制施行60周年で、悠々健康ウォーキング宣言を行い、さまざまなウォーキング事業を推進しております。1千人規模の「悠々健康ウォーキング大会」はこの3月25日で第7回目を迎えます。このほかに「みんなでウォーキング事業」や「100万歩歩いて元気になろう会」などさまざまなウォーキング事業が推進されていますが、まだまだ町民の皆様への浸透は十分になされておりません。

健康で住みやすいウォーキング日本一のまちづくりに取り組むために、さらに町ぐるみで推進したらいかがでしょうか。ウォーキング道の整備とコースの再発掘、コース案内看板やコース上の案内表示の設置・整備、ウォーキングなどによる健康ポイント制度の導入、現在、ウォーキングセンターとして機能していない横浜ふれあいセンターにかわり、常勤職員がいるSunstar Hallをウォーキングセンターとして活用しては。

また、住民協などと連携し、町内各地区ごとのウォーキング推進と地区のコース設定をしてはいかがでしょうか。町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ウォーキングをさらに推進し、日本一の町づくりを」の件についてお答えをいたします。

本町では、平成22年8月に町制施行60周年を記念して悠々健康ウォーキングの町を宣言をいたしました。この宣言を機に開催した坂町悠々健康ウォーキング大会では、毎回、千名を超える御参加をいただくなど、春の行事として定着してきております。

また、町内全域をネットワーク化し、歩くことを通じて健康の維持・増進を図るとともに、自然を大切に作る心、ふるさとを思う心を想像することを目的に、都市と自然が調和した心も体も健康になる、自然に恵まれた健康で文化的な住みよい町の実現に鋭意取り組んでおります。

御提案1点目の、ウォーキング道の整備とコースの再発掘などにつきましては、ウォーキングトレイル事業及び21世紀健康増進公園ネットワーク整備事業により、既存の遊歩道コースを有機的に結びつけて、ハード面での整備は現在考えておりませんが、新たなコース発掘としては、現在実施している文化財案内看板設置事業において設置が完了した箇所を歩く神社・仏閣コースを取り入れていきたいと考えております。

また、コース案内看板やコース上の案内表示の設置・整備につきましては、各ルートとともに入り口や分かれ道の箇所には案内看板等を立てておりますが、利用者の意見を聴取するなど、必要な箇所へは案内板等を増設をしております。

2点目の、ウォーキングによる健康ポイントの導入につきましては、現在、本町においては、みんなでウォーキング事業の参加者には、目標の歩数を達成された月数に応じて景品を受けとっていただいております。

また、広島県が実施をしている広島ヘルスケアポイントにおいても、ウォーキング等により健康ポイントをためることで特典を受けられるようになっております。

3点目の、横浜ふれあいセンターにかわりSunstar Hallをウォーキングセンターとして活用することにつきましては、横浜ふれあいセンターは当初からウォーキングセンターと公民館を併設することとして建設をしており、坂町悠々健康ウォーキング大会時には給水を行う場所として、また、通常時は遊歩道のパネルを掲示するなどの紹介をしております。

また、これまでは坂町立図書館横の空きスペースにウォーキング時の写真の展示や、ようよう坂町ウォーキング等で使用したコース図などを置いて、どなたでも気軽に入っていたるようにしていましたが、2月から店舗として貸し出しを行うこととなったため、これらのものを横浜ふれあいセンターに移して利用することとしており、Sunstar Hallへ移すことにつきましては、現在のところ、考えておりません。

4点目の、住民協などと連携し、町内各地区ごとウォーキングの推進と地区のコース設定をしてはにつきましては、ふるさと自然のみちと公園のネットワーク化により、町内のどこからもウォーキングが楽しめる設定になっていることから、新たなウォーキングコースを地区ごとに設定することについては現時点では考えておりませんが、本町ではウォーキングの町を前面に出した坂町魅力発信パンフレットを今月に発行するとともに、平成30年度からウォーキングを楽しんでいただけるようボランティア



ガイドを養成し、希望者に派遣する仕組みづくりを行ってまいりたいと考えております。

今後も町が実施するウォーキングに関する事業がきっかけとなって、町民の皆様が自身の健康維持・増進のためにウォーキングを継続していただき、町全体の機運が高まるよう啓発に努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 4点あるんで、四つほど再質問させていただきます。

ウォーキングの整備とコースの再発掘、整備についてはもう既にウォーキングトレイルや遊歩道というのをつくっていただいとるわけなんですけど、最近では路地裏ウォーキングというのがはやとるわけなんです。ほいじゃけん、町なかいうか、いわゆる大きな道を歩くんじゃなくて、狭い道で生活実態がわかるようなところを、プライバシーの問題もあるんでなかなか難しい面もあるんですけども、そういったことがあって、この間もテレビで坂町の宣伝をしております、例えば靴工房が紹介されたんですね。あれとて、町内の人たちでも知らない人が多いわけです。どこにあるんかわからんわけですね。そういった面での、いわゆるきめ細かい路地裏の案内もできるような、そういうコースの発掘をする必要があるんじゃないかと。ただありきたりの神社・仏閣だけじゃなしに、坂町ならではの独自のそういったものも発掘すると。だからコースは今まで決められたコースじゃなくて、これからも新しいそういった坂町らしいコースを発掘していく必要があるんじゃないかということでここへ書かせていただきました。そのことにつきましてはよろしく願います。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

今の路地裏のコース等につきましては、私どももまだ当然わからない道もございますでしょうし、当然、自分で歩いてみながら、またそういったところがあるよというような情報もいただきながら、コースについてはまた検討していきたいと考えております。よろしく願います。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 実際に我々もあちこち歩いてみるんですけども、坂の人は横は歩かない、横の人は坂は歩かない、もちろん小屋浦も歩かんというような状況で、

町内の人でも知らない人は多いので、そういうようなことで、ぜひ職員の方も歩いていただいて、魅力を発見していただきたいというふうに考えております。

表示についても、そういう面で、できるだけ分かれ道だけじゃなしに、さっき言うように、こういう施設がありますよというような簡単なものでええ思うんですよね。大々的な説明書きじゃなくて、こっちに行くにはこういうふうに、こっちへ行ったらこういうものがありますよとかいうような簡単な案内でええんで、そういうようなものを設置していただきたいと。

それから、ウォーキングによる健康ポイントの導入、先ほども広島市のポイント制度というのがあったんですけども、今、いきいき100歳体操をやるときに、貯金通帳、筋肉を貯金するということで、出席したら判を押してもらうようなものがあるわけなんですけども、それってすごい励みになるんですよね。ここへみんなでウォーキング事業というのがあるんですけども、私も参加して、5月から2月で終わったんですけども、参加者が非常に少ないと。多分、町の職員もほとんど参加されてないんじゃないかと思うんで、そこらの実態を踏まえながら、やっぱりこのポイント制度というのは、今後も広島市が、今、呉市との広域、広島市との広域という問題があるんで、ひょっとしたらそういうポイントの拡大ということで、坂町もやったらどうですかというのが来るかもしれんのんで、そういうところも含めて検討していただければということだと思っております。御答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 健康ポイント制についてお答えします。

広島県が行っております広島ヘルスケアポイント、これが平成29年3月にスタートいたしております。町独自のものとしては、先ほど議員が申されたように、みんながウォーキングでありますとか、あとみんながウォーキングもそういった広島市のヘルスケアポイントのポイントに加算できるようにもなっております。町独自のポイントをとということでございますが、なかなか町独自でということになりますとまた難しいところもございまして、いろいろな御意見を聞きながら、また今後、考えていきたいとは思っておりますが、今現在は、広島県が行っております広島ヘルスケアポイントの利用とみんながウォーキング、あとはいきいき100歳体操の貯金通帳ですね、それで対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 横浜ふれあいセンターがウォーキングセンターということ  
で看板もかかっておるし、補助金もそれを使ってつくったということはようわかるん  
ですけども、あれも写真を展示しとるだけで、あんまり機能しとらんということと、  
なぜS u n s t a r H a l lをというような話があるんですけども、ふれあいセン  
ターはやっぱり土日が閉館しとるんですよね。そうすると、ウォーキングする人は結  
構土日の人が多いんで、土日が開館しとるいうたらS u n s t a r H a l lがある  
し、職員がおるし、月イチのようようウォーキングでも、坂コースを選んだときには、  
あそこを休憩場所にしたりしとるわけですよね。あそこは自販機もあるし、そういう  
面では給水もできたりするし、非常に便利がええし、職員もいらっしやって、時々、  
クッキーやなんかをサービスしてくれたりしとるわけでした、そういう面で非常にい  
いんじゃないかなというような気がするんですけども、ふれあいセンターも土日がオ  
ープンしとればええんですけども、今のところはそういう面もないし、それから職員  
の対応も、出張所の職員ですから、ウォーキングに関しての指導やなんかもできるわ  
けないんで、できたらそういう形で、せっかく立派なS u n s t a r H a l lがで  
きたんで、ウォーキングの客にも利用していただけるようにしたらいいんじゃないか  
というふうなことで、今回、質問させていただきました。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 横浜のふれあいセンターは、今、議員がおっしゃったとおりで  
ありまして、旧横浜公民館を建てかえるときに、財源を捻出するために、一応、つく  
ったわけでありまして。いろんな事業をうまく活用してですね、そういう経緯がござい  
ます。そういうことで、ウォーキングセンターということになっておりますけども、  
全体的に、横浜は横浜でそれでいいと思うんですけれども、皆さんのいろいろなウォ  
ーキングをやられる方が、私も大体歩くんですけども、歩かれる方が、例えばS u n  
s t a r H a l lだけではなしに、小屋浦のふれあいセンターもそういうふうな形  
で活用できるようなことも考えられるかもわかりません。ただ、ここらは専門的に人  
を一人つけるということになると、また人件費との兼ね合いがありまして大変なこと  
にもなりますんで、そこらも総合的にいろいろ検討をさせていただければというふう  
に思っておりますので、また教育委員会ともしっかり協議をしながら、やはりウォ  
ーキングが町が奨励しておる一つの事業でもありますんで、いろいろ検討させていただ  
きたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） ひとつ、せっかくの施設ですから、生かすような形で検討していただければと思います。

それから、地区でのウォーキングの推進ということなんですが、住民協などと連携し、各地区ごとのウォーキングの推進ということなんですが、これは、昨年、福島県伊達市に町長さんとか議会で視察に行ったときに、そこで取り組んだのが、やっぱり健康体操みたいなのを地区集会所でやる。その周辺にウォーキングマップをつくってウォーキングをしておるといようなことで、現在、いきいき百歳体操が少しずつ町内に広がってるわけで、集会所を中心に住民協でやるとるわけなんですが、いきいき百歳体操というのは筋力アップなんですよね。横浜二部も去年の8月から始めて、一番年が88歳の人がおってんですけども、何か最近は外に出る楽しみが出てきたいわけですね、体の調子がよくなって。そうすると、やっぱり筋力体操は、体操そのものが目的じゃなくて、手段なんですよね。体操した効果が出たものを何に生かすかということなんです。病院へ行ったりする、買い物へ行ったりする。今まで家の中にひきこもっていたのが、出ていこうという意欲が出てくれば、それが効果があるわけです。そうすると、ウォーキングのコースを地区で設定して、花見のときにはこういうコースにしようじゃないかと、秋はこういうふうにしようとか、そういうふうなものも必要なんじゃないかなというのは、これは福島県の伊達市でそういう実例があるんで、坂町もさっきの町全体のコースじゃなくて、地区のそういう、例えば30分ぐらいで一回りできるようなコースを、これは住民協さんと協力せにゃいけないんですが、そういう形でやっていくと。だからいきいき百歳体操の中に、百歳体操を終わったら、ウォーキングをやって、ほいじゃあウォーキングをやったら貯金通帳に二つ判を押そうとか、そういうふうな形でやっていけば、もっともっと励みになるんじゃないかということで、今回、いきいき百歳体操と筋力体操とウォーキングの有酸素運動をセットして展開していったらどうかなということでここへ書かせていただきました。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） ありがとうございます。いきいき百歳体操は本当に身近な集いの場として、今、各地区に広まっております。ここで本当に筋力が維持され、またアップされる方がふえておまして、今年度の町長の施政方針等にもございまし

た。健康増進計画の中にも盛り込んでおりますが、こういった集いの場を活用した健康づくりの組織的な仕組みづくりを平成30年度は検討してまいります。その中に、今、議員がおっしゃられたウォーキングもやはり取り入れていけば、ますます皆さん元気になれるのではないかと考えております。

ただ、そのウォーキングコースの設定につきましても、地区の住民協さんでありますとか、参加されている方の御意向とかもござります。

来年度は保険健康課の職員とまた地域に出向いて行って、地域の住民参加型研修会というのも実施する予定でござりますので、そのあたりで皆様の御意見を伺いながら、またそういった仕組みづくりを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（奥村富士雄議員） 以上です。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「坂町循環バス運行改善案について」質問願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「坂町循環バス運行改善案について」の件で伺います。

本町では、循環バス試行運行も終了し、バス利用者及び住民等のニーズや利用実態、改善に関する意見、要望等を把握するためアンケート調査を実施し、調査結果をもとに改善案や運行見直しに向けて検討されています。

また、去る1月24日に坂町循環バス検討委員会が開催され、多くの意見が出されたようです。

そこで、平成30年度から行われる本格運行の運行形態について、以下の3点を関係当局に伺います。

1、運行見直しについて、平成30年度からの運行見直しのパターンがいろいろあるようですが、皆様から寄せられた意見を参考に午後のダイヤを見直して、月曜日から金曜日までの運行を検討されてはどうか。

2、バス運行収支の見直しについて、赤字の持ち出しはいくらまで許せるのか。受益者負担はやむを得ないとの意見があるが、運賃を現行より値上げしても赤字は解消されません。ここは高齢者、交通弱者等を守るため、値上げは控え、基金等を取り崩し、支援、補助を検討すべきだと思うがどうか。

3、積み残し対応として、役場職員に資格を取得させ、予備車両で積み残し対応を

行う体制を整えられているようですが、いつ頃から対応するのかお伺いします。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町循環バス運行改善案について」お答えをいたします。

坂町循環バス事業につきましては、昨年4月から9月末までの6カ月間、坂・北新地線、横浜・北新地線、小屋浦・北新地線の3路線で試行運行を行ったところでございます。

試行運行では、利用者及び住民の皆様からさまざまな御意見をいただき、また、循環バス事業に対するニーズや利用実態、改善に関する御意見等を把握するためアンケート調査を実施いたしました。

その結果、運行日数に関する課題、運行時間に関する課題、また、車両に関する課題と三つの課題が明らかとなり、来年度からの運行形態の見直しにつきましては、この三つの課題を整理し、検討を行ってまいりました。

御質問1点目の、運行日及びダイヤの見直しにつきましては、運行日数に関する課題として、隔日運行であるため、利用したい日に利用できないということや、運行時間に関する課題として、12時台から14時台の便がないため、買い物や病院の帰りに利用できないといった多くの御意見をいただきました。

運行形態の見直しでは、これらの問題を解消するため、3路線とも隔日運行から土・日・祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日まで週5日間の運行とし、また、午後のダイヤを見直して、午後最初の便を13時代後半から14時代前半に繰り上げて運行することとしております。

御質問2点目の、運行収支の見直しにつきまして、町といたしましては、今後も坂町循環バス事業を安定的かつ長期的に持続、継続していくためには、福祉施策として基金の取り崩しを前提とするのではなく、公共サービスの反対給付として特定の利用者の皆様に利用の対価として使用料を御負担いただく必要があると認識をいたしております。

今年度の試行運行により、従前に比べ収支状況は改善しているものの、本年4月からの運行形態の見直しにより、運行経費が増大する見込みであるため、回数券の販売価格を見直しさせていただき、これまでの150円券10枚つづり千円から、150円券11枚つづり1,500円に改正をさせていただくこととしております。

今後は、循環バス事業に係る運営経費に対する財源確保や利用率向上のための工夫・改善を行い、安定的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

御質問3点目の、積み残し対策につきましては、昨年4月から坂・北新地線と小屋浦・北新地線で新たに小型車両を導入して運行を行っており、小型車両の乗車定員が12名であるため、時間帯によっては乗客の積み残しが発生する場合があります。町といたしましてこの問題を解消するため、町職員に臨時便を運行するための資格を取得させ、昨年11月から積み残しが発生した場合は、運転手からの連絡を受けて対応する体制を整えているところでございます。

町といたしましては、本年4月からの坂町循環バス運行形態の見直しにつきましては、利用者及び町民の皆様のニーズにお応えし、多くの方に御利用いただくことのできる身近な地域公共交通機関としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） アンケート調査の結果等を踏まえ、利用者及び住民ニーズに対応されてから、平日は毎日運行となりました。午後のダイヤを見直され、改善され、皆さんが喜ばれていますが、運行ルート、バス停の位置について不便だとの意見も多く出されたようですが、バス停をふやし、バス停を変更しながら不便を解消されないかと。

また、雨よけがないバス停があるようですが、屋根等の取り付けを検討されたいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

循環バスの運行ルートにつきましては、実施いたしましたアンケート調査の結果によりますと、坂地区、横浜地区、小屋浦地区3地区で、自宅からバス停までがおおむね5分から10分でバス停に徒歩で行くことができるという御意見をいただいております。こういった御意見が90%以上を占めるということで、バス停の位置については適切に配置をしておるものと考えておりますが、今後、そういったニーズが高まった状況で、そういったことについては検討をさせていただきたいと思っておりますが、現在のところは、適切なルートでバス停を設置させていただいておるというふうな認識をしております。

また、雨よけに関しましてですが、議員おっしゃるように、利用される方が高齢者が多いということで御不便をおかけしとる状況がございますので、対応できることに  
関しましては、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） よろしく対応をお願いいたします。

続いて、バス利用料金が小屋浦線が少し高いようがございますけども、全線一律という額に見直して、より便利に乗りやすく、多くの人に乘っていただくよう検討されてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

議員御指摘の小屋浦から坂までの運賃が300円となっております。その他の区間の運賃は150円ということで運賃に差が生じておりますが、町といたしましては、他の公共交通機関においても、運行距離等で運賃の差があるのは一般的であるというふうに考えておまして、現行ではこの150円と300円の料金の差については、一律料金にするということにつきましては、現行では考えていない状況でございます。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 早いうちに一律までじゃなくても、少し値下げをという対応をしてください。

次に、バス乗務員確保が非常に難しいようですが、定年64歳までを引き上げたり、また、賃金時給額ですかね、これ、1,150円から、このたび、思い切って1,400円ぐらいになっておりますけども、もう少し上げられて、よしいくぞと、運転手するんじゃというような感じで、乗務員さんの確保に向けて対応されたいかがでしょう。その辺をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

運転手の確保について、これまで厳しい状況でございましたが、このたび、平成30年度の当初予算におきましては、運転手の賃金につきまして、時給を議員御指摘のように、現行の1時間1,150円から1時間1,400円に改定をさせていただくということもございまして、来年4月からの本格運行では、乗務員の増員が必要になっておりますが、この増員についてもハローワーク等へも照会をしておりましたところ、



定員数を上回る応募がございまして、運転手の確保は見通しがついておる状況でございます。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 安堵しておるところでございますが、最後に、循環バス運行が始まり、平成15年4月だったと思いますけども、始まりが。それから15年経過しましたが、赤字がかなりあったようでございますが、その解消の対応をですね、今後、安定的また長期的に持続、継続していくためには、その解消の対応というのを少しお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

循環バスの利用料金につきましては、利用していただく方に応分の負担をいただくという基本的な考えで町といたしましてはバス事業を運営しておるところでございます。

このたび、循環バスの回数券についてでございますが、現行10枚つづりを千円で販売しております。これが3割程度の割引率となっておりますが、これを他の公共交通機関の回数券と同様に1割程度の割引とさせていただき、11枚つづりを1,500円というふうな形態に変えさせていただくということで本議会に議案を提出させていただいておるところでございます。

利用料金の使用料の見直しにつきましてはいろいろな御意見がございまして、財源の確保という意味で、このたび、回数券の料金を見直しをさせていただいたところでございますし、また、他の面においても、県の補助であるとか、国の補助であるとか、そういった本町が運営しております循環バス事業に該当する補助事業に関しては、抜き取り補助金をいただけるような形で常に注視をしまして、利用料金以外の財源確保にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「国民健康保険制度改正に伴う県単位化の件で伺う」を質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「国民健康保険制度改正に伴う県単位化の件」で質問いたします。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法

律」が平成27年5月27日に成立したことを受け、平成30年4月以降、従来の市町村運営から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割と担うこととなりました。

これにより、市町村の役割は資格管理（被保険者証の発行など）や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などを行うこととなりました。

この改革は増大する医療費（約4.2兆円、毎年1兆円増）、少子高齢化による現役世代の負担増（後期高齢者の医療費は若い人の5倍となっている）、3番目、国保の構造的な課題（年齢が高く医療費水準が高い）などを少しでも緩和し、医療保険制度の安定化を図ろうとするものであります。

こうした中、坂町での大きな変更点は、1、賦課方法では、資産割がなくなり、①所得割、②均等割、③平等割の3方式となります。

2番目、支払い納期が毎月払いから、7月から2月までの8回払いとなります。結果、坂町全体の保険税の総額は上昇しないが、納税義務者にとっては、多少の保険税額の増減が発生いたします。

国保県単位化に伴い、以下内容で町当局にお伺いいたします。

（1）町民・坂町業務に対し、メリット・デメリットは何かを明確にお聞きします。

（2）資産割がなくなることで、以下世帯を例にとると、従来と改正後の具体的保険税はどうなるのか。

例、総年収500万円、戸建て住宅保有、40歳代夫婦と子ども2人の場合。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「国民健康保険制度改正に伴う県単位化」の件についてお答えをいたします。

昭和36年度に創設された現行の国民健康保険制度は半世紀が経過する中、少子高齢化の進行に伴い年齢構成が高くなるとともに、高度医療の普及等により医療費水準が高まり、保険給付費が急増する一方で、被保険者の所得水準が低いことから構造的な問題を抱え、小さな市町村のみでの運営が困難となっております。

こうしたことから、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が成立をし、公費による財政措置の拡充とともに、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体となり、市町村

と共同で運営していくこととなりました。

御質問1点目の、町民・坂町業務に対し、メリット・デメリットは何かを明確にについてでございますが、まず町民の皆様に対するメリットは、坂町の保険給付費等に必要となる全額を県が交付することとなり、予期せぬ給付費増などによる急激な保険税の負担増を回避できることとなります。

一方、デメリットは、県単位化となることに伴い、保険税の納期が12期から8期となり、1期当たりの負担は大きくなることが挙げられます。

また、町の業務につきましては、現在のところ大きな変更点はございませんが、広島県が示す国保運営方針に基づき安定した運営に努めてまいります。

御質問2点目の、資産割がなくなることで、年収500万円、戸建て住宅保有、40代夫婦と子供2人のケースでの従来と改正後の保険税はどうなるのかについてでございますが、試算では、年税額が51万8,460円から56万3,910円となり、差し引き4万5,450円の増額となりますが、国民健康保険加入全世帯のうち、年収が500万円以上の世帯は約8%程度であり、約80%の世帯は年収250万円未満となっており、今回の改正による保険税の試算ではほぼ同程度となる見込みですが、家族構成、資産割の比重など、さまざまな要因により世帯ごとでの増減が生じることとなります。

この件を含め、県単位化に伴う変更等につきましては、住民の皆様には御理解をいただけるようしっかり御説明をし、本町の国保運営が円滑に進められるよう、引き続き取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、2点ほど質問させてもらって、答弁いただいたんですが、まず1点目の、町民と坂町の業務ということで、メリットということで、確かに予期せぬ給付費等に急激な保険税の負担増、これが財政も厳しいところだから、そういう意味では県に統一化されたら、すごく町としては楽になるというのはよくわかります。

業務で、答弁にあった大きな変更点はないと言われとるんですが、今までは4月からは暫定賦課の業務がありましたよね。暫定賦課をして配布する。7月か8月ごろ本算定をして、また金額を修正してというような動きがあったらと思うんですが、これはあんまり大きな変更点じゃないんですかね、ちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 大島税務住民課長。

○税務住民課長（大島英司君） ただいまの件にお答えいたします。

議員さんおっしゃられるとおり、今の国保の計算は12期ありまして、最初の4月から7月にかけては、前年度の年税額の12分の4ということで、4月の初旬に納付書等を送付させていただいており、5月末で所得が確定いたしますので、それに伴っての本算定という形で、8月中にまた納付書を送っているのが現状でございます。確かに言われているように、そういう面で言えば、納税通知書が1回で済むということであれば、どちらかというとメリットと位置づけにしてもよいことではないかと思いますが、一応、それに伴って内部の事務もやり方が変わってきてまいりますので、議員言われるように、その点につきましてはメリットとして考えています。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） あと、個々の負担について、事例を挙げて、年収500万円、戸建て保有、40歳代夫婦、子供、あれで事例をちょっとお聞きしたんですが、サラリーマン世帯と、今、国保に加入しておる世帯というのはちょっと一般的なずれがあるのかな。40代くらいでサラリーマンだったら、夫婦でいくと、やっぱり500万円前後かなと思って、その辺を出したんですが、ちょっと答弁として、やっぱり現実的にわかりにくかったので、要は、今回、県の統一化によって、全体の保険税は少し負担がちょっと上がるぐらいで、余り大きく変わらないということで、もう一点、要はどういう世帯がふえて、どういう世帯が少なくなるんよと、資産割の変更によって、これを端的にお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 大島税務住民課長。

○税務住民課長（大島英司君） ただいまの件についてお答えいたします。

議員おっしゃられるように、今回は資産割をなくすということで、まず国保加入世帯の中で固定資産税を払われている世帯につきましては、今の固定資産税の35%相当を資産割として計上いたしておる部分は減ります。減っていった資産割の、総額では一緒になりますんで、そこの不足分につきましては、所得割率を若干上げる、均等割を若干上げる、それでやると全部上がってしまいますので、世帯割を、平等割を落とすという形で、今回、考えておりまして、そういう面で行きますと、所得が高い人、いわゆる中間層の方につきましては、固定資産税がないケースでいくと若干ふえるとい

うことで、資産割との兼ね合いで、世帯世帯で家族構成等が全部違います。それがちょっと社会保険と比べまして、社会保険は家族が例えば何人いようと、それに伴う増はないと思うんですが、国保につきましては、世帯構成がふえますと、若干均等割というか、その辺がかかってきます。その辺の差も出てきますので、一概には全部言えないんですけども、ふえる要素は、所得のみの方は若干ふえる。資産割がある人は、それに伴って資産割の減はありますが、そのまま全部減じゃなくて、所得がそれ以上に高いと、そういう世帯も若干負担はふえるという認識で御理解いただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 次に、これまで12回払い、暫定賦課を含めて12回、月々、払いよったんですが、今回、8回払い、7月から2月までということになりますが、このときに12回を8回にするんだから、個々の金額は上がってくるということで、滞納あたりがふえてくるんじゃないかないうのもあるんで、その辺の徴収体制というんですか、こういったPRのほうも含めて、どういうふうにご考慮されるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 大島税務住民課長。

○税務住民課長（大島英司君） お答えいたします。

今回は国保制度という全体の事業の中では、坂町におきましては大きな改正ということで位置づけておりまして、この本議会の終了後、国保全世界帯にダイレクトメールというか、お知らせ文を送付する予定にしております。

その中身につきましては、この率がこの率に改正前と改正後、それと納期につきましても、12期から8期になります等の啓発をすることを考えております。

毎月の納税相談等につきましては、現状も必要であれば、その都度、納付相談を受けております。その辺で支払いがちょっと今月は困難とかいう相談がございましたら、いつでも応じる用意はしておりますので、その辺も踏まえまして運用していきたいというふうにご考慮しておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと時間もないんで最後にしますが、できれば町長あたり、どういうふうにご考慮されるか、要は国保制度で、私ども民間におるときには健保組合のほうに加入で、皆さんは共済のほうに加入、何か一番収入が多いときには

そういったところにおると。収入がなくなったら国保に行く。もちろん自営業の方はいらっしゃるんじゃないけど、何かその辺がちょっとバランスが悪いんじゃないかないうような気はするんですが、将来、やっぱりそんなんも全体で統一した保険料いうのをそろそろ要望していくとかいうのを考えてもいい時期に来るんじゃないかないうような気もしております。町長会あたりでそういったのも検討してほしいんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） このたびの県単位化というのは、やはり国のほうの社会保障費の増というのも一つの要因になっておりまして、先ほど答弁いたしましたように、やはり小っちゃい自治体はその状況でいきますと、大変なことに財政がなる可能性もあるということで、まずこういうふうな縛りを持って、都道府県単位化によって当面は進めていくと。そのことによって、当然、単位化にすることに対しては、国のほうからも支援が当面は出てくるわけでありまして、そこで何とかうまくそれぞれの自治体が運営方法を考えながら、広島県の場合であれば、県と23市町がいろいろ運営方法を考えていきながら、将来にわたって県を中心とした持続可能な国保運営ということで国のほうが考えられたわけでありまして。

いずれにしても財源が厳しいということが念頭にあるわけでありまして。それらを踏まえて、今後また町長会、あるいはまた市長会等からも、当初はいろいろ実施を試みんとわからんわけでありまして、その過程の中でまたいろいろな御意見が出てくると思います。そういう中で、我々坂町といたしましても、当然、広島県9町あるわけでございますので、集約をしながら、しかるべきときにしかるべき機関のほうへそういう提言なり、あるいは要請なり要望なりをしていきたいというふうなことで、我々も今、取りまとまっておるところでありますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

（休憩 午後12時03分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番大田直樹議員から「町内の道路での安全・安心の啓発を」について質問願います。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 「町内の道路での安全・安心の啓発を」の件でお聞きいたします。

町内の道路は狭隘で、歩行者にもドライバーにも危険と隣り合わせの道路で、特に坂本郷地区では住居もわずかながらふえてきており、朝の出勤時などは、国道に出るまでの渋滞は大変な状況であります。

すれ違うのが困難な場所においては、離合場所を設置したりして渋滞緩和策がとられておりますが、無視をして突入してくる車も中にはあるようでございます。お互いが譲り合いの気持ちを持って運転してほしいものであります。

これは歩行者にも言えることなのですが、2人、3人と並んで登下校して、道路を狭くしている場合もあります。道路を広く安全に使うための啓発文を、登下校の危険場所などに徐行の喚起を促す看板の設置をし、安全・安心を確保できるようにしていただきたいと思います。国道であれば警察の管轄なのでしょうが、町道においては町が設置すべきではないでしょうか。せっかくつくった離合場所が駐車場になっていることもございます。注意喚起を含めて早急に対処していただくよう町当局に御提案申し上げますが、町当局の考えをお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内の道路での安全・安心の啓発を」の件についてお答えをいたします。

生活道路の整備につきましては、都市再生整備計画事業及び都市防災総合推進事業により整備を進めておりますが、住宅の密集した地域では離合場所用地の確保が困難な状況もあります。

また、狭隘な道路では、路地や玄関先で歩行者と自動車、バイク及び自転車との出会いがしらの、離合の際に接触事故の危険性があり、ひやりとされた方は多いと思われれますが、徐行が遵守されていないことも原因と考えられ、道路を正しく使う啓発活動が必要と考えております。

議員御提案の、徐行の喚起を促す看板の設置につきましては、各地区住民福祉協議

会、海田警察署及び交通安全協会と協議をし、必要な箇所に設置をしております。

また、離合場所が駐車場に利用されることにつきましても、駐車禁止の看板を設置し、注意喚起を行っております。

今後も危険が予測される道路へは、各地区住民福祉協議会、海田警察署及び交通安全協会など、関係機関の意見を踏まえ、安全・安心のための道路環境整備に取り組むとともに、歩行者及びドライバーに対して交通ルール、交通マナーの啓発活動を行っておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） まずもって、ありがとうございますというふうに言った方がいいですかね。答弁いただいた中で、それぞれやっております、行っておりますというふうな前向きな御答弁いただきました。

だけど具体策、どういうふうにするのがあれで、ちょっと見えないんで、どのような看板をどういうふうなところへとか、具体的なことがございましたら、ちょっとお願いできますか。よろしく、具体的な策をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 具体的な策ということでございますが、これまでも町内の危険な道路には、見通しの悪いところへはカーブミラー、また、1メートル以上の落差があつて転落の危険性のあるところへは防護柵の設置、また、車の侵入等、いろいろなその他の看板を必要なところへはつけております。これらは交通安全協会、または地域要望、また、そういったところを必要なところへ設置してきておりますので、今後も答弁にありますように、そういった必要な看板、またはそういう施設につきましては、住民福祉協議会、または海田警察、交通安全協議会などと協議をし、必要な場所にはつけていくということでございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 今までにもほかの議員からも、やはり子供を安全に守るということで、ハード面でのガードレールをつけたらどうかというふうな質問があつたと思います。私としてはソフト面、そういった看板でドライバーに注意喚起を促す。ガードレール、危ないところにはもちろんですけど、カーブミラー、そういったのももちろんあれですけど、そういったんでなくて、町内をあれして、一般質問出すに当たってちょっと見て歩くと、看板も大して大きいのが、「この先、学校」とか小さい



のはあるんですよ。だけどばらばらなんですね、それが。そして、一番わかっていただけののが、国道へ出る前の八幡さんへ向かうところのT路地の交差。今まではあそこが渋滞して、八幡様のほうから出るときに出れない。そして、そこへ道路標示で譲り合いというふうにあれしたら、大変喜ばれました。ああいうふうにしますと、やはり上条方面からおりてくる車とかは、そこへ来ても手前でとまって、八幡さんからゆっくり出れるんです。これが必要なんですよ。

この前、我々有志8人で九州のほうへ行ったら、いいものを見つけました。まさに私が出しとる、言わんとしとるあれをやっとるところがあるんですね。小さな町なんですけど、きらりと光つとるなというふうに思って、ちょっと持ち帰ってみました。自由過ぎる道路標示、こういうふうなのがございまして、「あっ、あぶねえ」というふうな、まさにこれは中央白線がないから、我が町にあれしたような狭い道路だと思います。そして「飛び出すな」でないんですね。「飛び出す」でとまっとるんですよ。それとか「ゆっくり」とか。まさにこういうふうなのをやっていたら、これはちょっとした遊び心も入っとるんじゃないのかな言うふうに思うんです。遊び心というのは、遊びというのはゆとりですよ。やっぱりハンドルなんかでも、運転しながらでも動かしても真っすぐ行きます。あれがゆとりがないと事故を起こす。やっぱりこういったところのゆとりが欲しいなと。ぜひ皆さん、町長にもそういう心を持って、「おお、これええじゃないか、やっちゃれえや」という言葉一つでできるんじゃないんか思っとるんですが、これに関していかがでしょうか。町長、いや、どなたでも、誰か答えやいう人がいたら誰でもいいですよ。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員御指摘のようにゆとりというのは大変重要なことだと思います。その中で、今、言われる自由過ぎる道路標示ですか、いろいろわかりやすいとか、こういった文言でというのもネットの中でもいろいろ書かれておるところはございます。これらやはり地元の方、使われる方、見る方はわかりやすく、また、見て、そこを危ないとか、そういうふうに気持ちを切りかえる、広告ではないので、マナーを守れるような表現ということで、皆様がそれがいいということであれば、危ないところへは、そういったものも考えられると思います。そこらを含めまして、やはり地元の皆さんの御理解が得られるような道路標識、または海田警察ともやはり道路に、皆さんに見ていただくものですから、協議をしながら、わかりやす

い表示ということでは考えていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） この4月には新入児童も、また、そういった子供たちに安心して登下校できるように、早急にやってほしいと思っているから、こうやって強く言わせていただくんですけど、そういったのを今から協議に入りますとかでなくて、町独自でやれやで、えいやでこれはできないものかなと。危ないところは、今までにも議員さんたちからいろいろ出ていて、そのたんに、ここは危険だないうふうなところは、行政のほうは承知の上だと思っておるわけですから、もうあっこにはやったんがええんじゃないんかいうふうなあれで、具体的に、早急にいうふうなあれでなくて、間に合わせますよみたいな、4月いうたら29年度の予算になるけん、ちょっとその予算じゃ30年度の頭にはみたいな、そこらあたりの時間的なあれが具体的に言えますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることはよくわかります。先ほど私も答弁の中で、海田警察とか交通安全協会という話もしましたけれども、例えば横断歩道とかそういうものについては、公安委員会だから警察を通さないとどうしてもできないような案件もありますが、町独自で町の交通安全協会と協議をして設置ができるようなものについては、できるだけ安心・安全を確保するために、特に高齢者と子供さんの安全確保は大切なこととございますので、そういうことにつきましては、もうちょっと発想を変えて、検討できることはしっかり検討して、実施をしていきたいというふうに思っております。

実を言いますと、きのうも大田議員のほうへ上がる道路の離合箇所を新たに設けておるんですけど、ちょうど吉野別館の向なんですけど、あそこへ日中に車がどきっととまっとるわけです。これは大変なことじゃの思いました。それを見たもんですから、つい時間が、議会が終わって、今度は上条のほうに上がろう思いまして、やはり上条へ上がる途中にも離合箇所を、昨年度、設けたんですけど、そこへも、これは事業をなす業者の車であったようでありますけれども、離合箇所へとまっておるわけです。そこらもやはりちゃんとした表示がしてあれば、車をとめないようなこともあるんじゃないかなというふうな思いも感じましたので、そこらを踏まえて、町でできることにつきましては、取り組んでいくようなことで進めていきたいと思っておりますので、どう

ぞよろしくお願いたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「マイナンバー制度の対応状況について」質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「マイナンバー制度の対応状況について」の件で質問いたします。

平成27年10月中旬から個人番号通知カードが各世帯に交付されて、約2年4カ月が経過しました。

現在、マイナンバーを用いたサービスが全国的に少しずつ開始されており、子育てワンストップサービスを大きなアピールポイントとして、オンライン申請や行政機関などから個人に合った情報を確認できることを想定されたサイト「マイナポータル」が昨年秋から本格運用が開始され、また、マイナンバーカードを利用して市区町村が発行する証明書が全国のコンビニエンスストア等から取得できるサービス「コンビニ交付」が昨年7月から開始されております。

また、今後、マイナンバー制度を活用した電子情報によるサービスがふえることが予想され、より一層セキュリティーに対しての管理が重要になってきます。

マイナンバー制度の対応状況について、以下3点を質問いたします。

①マイナポータルの対応状況は。

②他市町が取り組んでいるコンビニ交付を実施する予定は。

③セキュリティーの対応状況は。

町の見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「マイナンバー制度の対応状況について」お答えをいたします。

マイナンバー制度はより便利に暮らしやすい社会の実現を目指し、給付金などの不正受給を防止すること、行政手続を簡単に無駄なく正確に行うことなどを目的として創設されました。

その一つとして、平成29年11月に政府が運営するオンラインサービスとしてマイナポータルが開始されました。

議員御質問の1点目、マイナポータルの対応状況はについてでございますが、現在は子育てワンストップサービスとして、坂町の子育てに関するサービスの検索ができ

るのみですが、将来的には御自身の状況にあった子育てに関する行政手続がマイナンバーカードを使って電子申請で行うことができるようになります。

御質問2点目の、他市町が取り組んでいるコンビニ交付を実施する予定はについてでございますが、コンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用して住民票の写し、印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスであります。

メリットといたしましては、役場が閉庁時や土・日・祝日であっても、また、坂町外でも証明書が取得できることなどが挙げられます。

また、デメリットといたしましては、導入経費、維持経費が多額であり、想定する利用状況を考えると、発行コストが非常に割高になることが挙げられます。

平成29年7月現在、県内の参加自治体は5市町で、他市町の動向を注視し、当町の参加について検討してまいります。

御質問3点目の、セキュリティーの対応状況はについてでございますが、本町では導入時から住民情報を取り扱う総合行政システムと、世界中とつながっているインターネットを物理的に切り離し、外部からの不正な操作による情報漏えいを防ぐため、セキュリティー対策に取り組んでおります。

また、マイナンバー制度の導入に伴う国の指針に基づき、職員の個々のIDとパスワードによりシステムの利用制限を行うとともに、システムから情報をとり出せないように設定をし、内部からの情報漏えいを防ぐためのセキュリティー対策を行っております。

引き続き、マイナンバーカードの有効活用について検討を進めるとともに、適切なセキュリティー対策を講じ、情報漏えいの防止に努めてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） このマイナンバー制度、まだまだ各自治体で対応状況に差がありまして、まだ環境が整備されていない状況で利用しにくい部分が多いかと思えます。

それと、マイナンバーカードの件でちょっと質問いたします。

マイナンバーカード、個人番号カードのほうです。通知カードではないほうです。マイナンバーカードの申請状況は、今、どんな感じでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 大畠税務住民課長。

○税務住民課長（大島英司君） お答えいたします。

これは、昨年の9月現在の数字でございますが、坂町におきましては10.2%、2月末で約千四、五百の交付枚数で、今、交付いたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 現在の申請状況は千四、五百ですか。これが利用しやすい環境が整ってきたら、この数字がどんどんふえるのではないかと思います。

次に、2問目の質問をいたします。

このマイナンバー制度、いろいろ申請とかをしやすいようにするためのマイナポータルというサイトがありますが、このマイナポータルを自分は自宅でちょっとパソコンを利用してみました。ICカードリーダーにマイナンバーカードをセットして使います。それで各市町同士の対応状況とか申請状況とかを比較とかできるみたいなんですけど、対応している市町が少ないので、全然比較とかができない状態であります。まだまだそこら辺の環境整備ができていない状況です。

あと、スマートフォンのほうでもやってみたんですが、QRコードをスキャンしてログインする感じになるんですが、自分のスマートフォン、昨年の秋に機種変更したそのスマホでログインしてみたんですが、まだ機種対応してないという表示が出ます。そういった面で、スマートフォンのほうも対応がまだまだおこなわれている状況だと思います。

そのマイナポータルのほうではぴったりサービスという子育てワンストップサービスに対応したサイトも見れるんですが、そこら辺はログインしなくても閲覧できる状況でございます。

それで、今後、そのマイナポータルを利用したサービスがふえてくるとは思いますが、パソコンやスマートフォンを持ってない方でも利用できるように、役場のパソコンを使用して案内するようになると思うのですが、今後のマイナポータル用パソコンの設置台数とか場所とか、そういう対応予定などがありますでしょうか。そこら辺をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蕙江君） 今、御指摘のマイナポータルの検索なんですけど、今、坂町では検索すると15件、これに関しましては、子育てと妊娠・出産に関する事業とい

うことで15件の検索ができます。

坂町の役場においての検索ができるようにという御指摘でしたけれども、役場にせっかく来られたのであれば、パソコンで検索ではなく、窓口のほうに来ていただいて、直接顔の見える関係でお知らせができるようにしたいと思っておりますので、その辺のをとところは御理解いただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 確かに検索するよりは、役場の職員に聞いたほうが早いですね。はい、わかりました。

3番目の質問に移ります。

マイナポータルのぴったりサービスのサイトで、自治体の対応状況などが予定が閲覧できるんですが、手続対応予定では、坂町のほうを見ましたら、平成29年度中に実施するように書いてありました。昨年7月から児童手当や保育園入所の申請がオンラインで可能になっております。

近隣市町では、広島市のほうはまだ対応してないんですが、福山市、東広島市、江田島市、呉市、三原市はオンライン申請に対応しております。

現在、坂町では対応してないようなんですが、児童手当や保育園入所のオンライン申請の対応、今、予定とかありましたら教えていただけませんか。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

現在、坂町ではサービス検索ができるのみとなっております。広島県と県内23市町が共同で利用します電子申請サービスとマイナポータルを接続させることでオンライン申請が可能となります。関係課と業務内容についてよく協議を行い、必要なサービスを確定して電子申請できるよう手続をしてまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 今後、検討されるということで、次、4問目の質問に移ります。

コンビニ交付の件で質問いたします。

このコンビニ交付が安芸郡では府中町が既に実施している状態です。このコンビニ交付ができるようになれば、住民票の写し、印鑑証明など受け取れるようになって、非常に便利なものがございます。職員の作業工数も減って、非常に便利なものになると思いますが、このコンビニ交付ですが、多額の費用がかかるということなんですが、

このコンビニ交付の件で、コンビニ交付ができるようになるようにするためには、国とか県とかの補助金とかが必要ではないかと思うんですが、国とか県とかの補助金というのは、実際あるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 大島税務住民課長。

○税務住民課長（大島英司君） お答えいたします。

現在での情報収集を行った結果、コンビニ交付に係る補助金につきましては、導入経費、イニシャルコストなんですけど、イニシャルコストが約2分の1の補助が平成32年度までの間で契約をすれば、参加すれば、今のところ、半分は補助金が出るという事は承知いたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 最後の質問させていただきます。

2分の1、国からの交付金が出るということは、今後、近隣市町の動向を見てからタイミングを図って、いろいろ検討されるということでしょうか。

最後の質問です。

わかる範囲でよろしいんですが、今後、申請が可能になる分野がどんなものがありますか。今現在では住民票の写し、印鑑証明、戸籍証明とができますが、今後、申請が可能になる部分、わかっている部分だけでいいので教えていただけませんかでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 大島税務住民課長。

○税務住民課長（大島英司君） 今回のコンビニ交付でできる証明書の範囲でございますが、6種類ございまして、議員が言われたとおり、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録の証明書、各種税の証明書と戸籍の証明書、戸籍は現在戸籍のみとなります。戸籍の付票の写しの6種類が可能ということで理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「町職員の労務管理は適正か」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「町職員の労務管理は適正か」の件で質問をいたします。

今、社会問題となっている地方公務員の長時間時間外労働の実態が指摘されているが、坂町では職員の労務管理は適正に行われているのか。

人生100歳時代と言われ、町でも高齢者の方々が年々増加し、これに伴うイベント・管理業務内容も以前に比べ大幅にふえ、町民への対応も多様化している現在、職員の時間外労働による過労、ストレスによる療養、欠勤は見当たらないのか。

職員の健康こそが町民への気配り、サービスの基本と考えるが、町当局に伺う。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町職員の労務管理は適正か」の件についてお答えをいたします。

現在、国では内閣総理大臣を議長に、労働界と産業界のトップと各方面の有識者で組織する働き方改革実現会議を設置し、法の整備も含め、働き方改革について議論されているところでございます。

御質問の、職員の労務管理は適正に行われているのかでございしますが、労務管理とは、企業等において従業員が円滑に働くための環境整備及び健康管理を行うことを言います。

当町では、職員研修によるメンタルヘルスクアを初め、ストレスチェックによるセルフケアの推進及び医師面接奨励、それから休暇取得の促進、一斉定時退庁の推進、人間ドック受診の助成等、適正な労務管理に取り組んでおります。

次に、職員の時間外労働による過労、ストレスでの療養、欠勤は見当たらないのかでございしますが、職員が休職等をする原因は、職場での過労、ストレスのみでなく、それぞれ状況は異なるものと考えておりますが、過去5年間で、年間に一、二名の休職者が出ている状況でございします。

職員の健康こそが町民への気配り、サービスの基本との御意見でございしますが、引き続き、充実した住民サービスが提供できるよう、働きやすい環境整備及びメンタルを含む職員の健康管理に努めてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） このたび、この労務管理を言ったのは、それはようよう私らも知っております。ですから、まず最初にこれを聞いてってください。

この間、広島市で労務管理の不備があって、労災きいて、労災使いましたね。京都府でやはりこれもあつちは180時間働いてなりました、それもたかが1年弱しか勤めとらん人がね。だから言うんであって、私もこれで聞きたいのは、坂で、本当を言



えば、残業データ、サービス残業とか残業がないか言いたいけど、町長が、今、そうやって言われたんで、確かに長時間勤務はないのか、それから、今言う長時間時間外勤務はないのか、その辺をひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

坂町においては、過去3年間で、選挙事務を除いては、通常の事務で1人の職員が月100時間を超過する時間外勤務はございません。

今年度につきましては、告示期間が長い衆議院選挙とか知事選挙が執行された関係で、例年よりは時間外労働時間がふえてはおりますが、昨年度実績で、職員一人当たり月に14.5時間となっております。

なお、選挙を除きますと13時間程度となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） そうですか。そういや、私がただ聞きたかったのはここだけなんですよ。皆さん、聞いてください。

この中で職員が3分の1は、何、内輪のことを言うないう心に持つとありますが、はっきり言いましょうよ。まず、私がずっと調べてきて、町の幹部職員も言ったのは去年の11月ですよ。坂町のこの官舎の中で、3階、1階で10時、11時まで電気がついとるのは、下の守衛所で調べました。そしたら、あんたら電気消して行かにゃいけまあが何遍も言うてった。いや、違います。管理状況を見たら、職員がおるからですよ。その職員は、ほいじゃあ残業じゃないのか、残業か、それとも仕事をしよらんのか、それを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

1階、3階の職員が、残業代欲しさとか、家に帰りたくないとか、そういった職員は1人もいないと認識しておりまして、業務の都合上、仕方なくといたしますか、やらにゃいけんことを時間外に残ってやっているものと認識しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） そこまでやらにゃいけんいうて、私、町長に言いますよ。今、

どこの業務も一緒なんですよ。それを証拠に、坂でもそこに大学、高校があります。全部8時でぴたっと閉めます。今、全国でやっとなるのを教えましょうか。月の残業時間45時間ですよ。あのマツダでもが45時間。日夜、交代は別ですよ。正確に8時間をやる人は、45時間が最大です。それでも、町長、さっき言うように、坂はやっとならん。今も言うようにやってない。そうじゃないですよ。坂でもその辺にある業種、それから向こうの北新地へ行っても、日夜交代以外は、大体45時間以内。この辺に行っても、全部8時になったらぴたっとパソコンまで全部落とすんですよ。

それで、さっきの労務は一般企業じゃいうたけど、一般企業の中でサービス残業するのは、全部よそへ行ったり、あの辺の中に行って、家に帰ってやったら、ばれたら首になるから、よそでしよるんですよ。

そういう言われてで、私が言うのは、そうじゃなくて、町の中にもそうやって苦労しとる。それで何が言いたいかいうたら、要するにあなた方なんです。私は若い、今おる、おたくらより係長以下の方々を、今まで4年に1回ずつ変わってくる。変わってきたときに、さっと上司である経験者が、みんなにコードを全部渡せば、パソコンを持つとるんですから、そしたらぱっと渡せば、事業も早くいくんですよ。さっき言われるように、自分のおくれとる、おくれとるんじやなしにみんなに渡していけば、ただ、いまだに旧態依然としとるのはそこなんです。課長、部長クラスが自分の資料を全部ポケットへ入れといて、われらやれやれ。そがいに昔の、私も建築携わるとるから、大工だったらわかりますいいよったら、1年ならなる、ばかなこと言うな、10年かかると言いよった。でも、我々がやったけど、高等教育つけた町の職員がそうじゃいけないですよ。それであれば、部長、課長クラスが早くに、それもこの4月にはまた新人が入ってくるんですよ。その人も1年たったときには、皆さんと同じぐらいの知恵をつけてやるのは誰の責任ですか。町長、その辺を答えてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） うちの管理職、あるいは準管理職等も、新入職員を含めた若い職員には十分配慮をしていろいろ指導をしてきておるものというふうに私は確信をいたしております。

ただ一点、私も民間出身でありますんで、言われることはよくわかるんですけども、一点、やはり行政というのは、坂町は随分変わってきたと思うんですけども、縦割りというのがありまして、横の連携を持って仕事を進めていくということがちょっ

と弱いところがあると思うんです。例えば所管しとる課の課長なり係長が指導して、例えば他の課の比較的工作がそのときは緩やかな方をうまく養成をして、一緒になって仕事を整理をして進めていくところが若干弱いような気もいたしておりますが、しかしながら、今、私以下管理職、部課長を初めとして、そういうことをさらに前進させるための鋭意、皆、努力をしてくれておりますので、その点では、今、議員さんがおっしゃったようなことにならないように、これからさらに前進をしていくんじゃないかというふうに思っておりますし、これからもそういう今あるマニュアルもさらに改善をして、誰もがそれを見たらわかるような仕組みをさらに構築をしていくことで、今、一緒になって頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） もう一つだけ言うておきます。

それで、やはりこうやって遅くなるということは、1階と3階、蛍光灯を全部LEDにしてください。そうすれば、町民が見ても、私が言いますように、あれ、LEDになつとるけん、1日使っても大したことはないよと。今、あれだけつけられたら、12時までつけられたら、町民から、わしらの税金で電気つけてやがるということになるんで、その辺はひとつLEDに変えるぐらいの気力、それか早目に帰らす。とにかく8時まで、45時間を限度ぐらいで帰らすぐらいの、今、ここにおられる幹部職員の方の心意気をひとつ、町長じゃなくて後ろの、そうじゃないんよ、これが違います、技監のほうにお願いしたいんですよ。技監に私はもう何度も言ったことなんですから。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

坂町においても、先ほど答弁にございましたように、一斉退庁日といいまして、水曜日には定時に全員が退庁しております。

今の照明の件でございますが、庁舎も建ちましてもう25年ということで、そういった照明器具の状態を見ながら、更新時期が来たならば、またそういったことも検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番大田直樹議員から「46億円余りの基金の使途を問う」について質問願います。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 「46億円余りの基金の使途を問う」の件についてお伺いいたします。

最小の資金で最大の効果を上げた努力で、ここ10年で倍増に近い基金残高を残したことは評価いたしますが、平成29年度の基金の実残高見込みが48億2,800万円余り、来年度、平成30年度の基金の残高見込み額が46億5,400万円余りとわずかばかりの減額が見えるものの、依然として多額の基金残高があり、そんなに貯金があるんなら還元してほしいという町民の声も聞かれます。

昨年の中経新聞に掲載されていた記事の中で、国は基金残高の多い自治体には地方交付税の見直しもあるような内容だったと記憶しておりますが、国の動向はいかがなのでしょう。これだけためた基金を何のために、どのように使っていこうとしているのか、目的もなく、有事の際のためだけの積み立てでは、町民の皆さんに対して申し開きができないのではないのでしょうか。町当局のお考えをお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「46億円余りの基金の使途を問う」の件についてお答えをいたします。

本町は単独町制を維持し、健全で均衡ある地域の発展を図るため、世代間の循環が可能な地域を構築することが重要であると考え、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守り、30年先も50年先も、坂町が坂町であり続けられるまちづくりに全力を挙げて取り組んでおります。

御質問1点目の、基金残高の多い自治体に対する地方交付税見直しの国の動向についてでございますが、国の財政制度等審議会の平成30年度予算の編成等に関する建議では、近年、地方公共団体全体の基金残高は増加傾向にあり、各地方公共団体の基金残高の増加要因等を分析、検証し、国、地方を通じた財政資金の効率的配分に向け、地方財政計画への反映等につなげていく必要があると指摘があるなど、国において地方交付税と基金残高とを関連づけて議論がなされております。

昨年12月に総務省から公表された平成30年度地方財政対策では、地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していないとの記述があり、地方公共団体の基金の増加を理由とした平成30年度の地方交付税の削減はなかったものの、この議論は国において引き続き行われるものと考えております。

今後も国の動向を注視するとともに、地方交付税を含む一般財源総額の確保に向け

て努めてまいりたいと考えております。

御質問2点目の、基金を何のためにどのように使っていこうとしているのかについてでございますが、今日の基金残高につきましては、厳しい財政状況が続く中、行財政改革を推進し、経費節減に努め、国、県の補助交付金を確保してきたことなど、さまざまなことの積み重ねにより今日に至っているものと考えております。

平成30年度予算につきましては、町税の減収など厳しい財政状況が続く中で、財政調整基金1億7,700万円余りを取り崩すこととしております。

こうした町税、地方交付税や国・県の補助交付金など歳入が不足する場合や、歳出では社会保障関係経費の増加が見込まれており、また、本町の発展に必要な道路整備、海岸整備、河川整備の三位一体の防災対策を初めとする諸事業の経費が増加する場合など、基金の取り崩しが必要となります。

行政サービスは財政状況にかかわらず、将来にわたり継続してサービスを提供する必要があります。基金があるからといって過度な行政サービスを行い、基金を取り崩し続けると、基金は枯渇してしまい、将来世代の負担の増加や、将来世代が十分な行政サービスを受けられなくなることも考えられます。

今後も長期的な視野に立ち、これまでと同様にあらゆる創意工夫を行いつつ、経費の節減・合理化と施策の重点化を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） まず、新聞へ出て、そういうふうな多いところには地方交付税云々が出とったわけですけど、国は一般会計の何%ぐらいが適当とかいうふうな思いで、そういうふうなあれを出してきたんだと思われませんか。また、町としては多いけりゃ多いほどいいのよというんでなくて、町としても何%ぐらいが適当ではないんだらうかというふうなお考えなのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今の地方交付税の問題につきましては、基金残高とその問題につきましては、国のほうで私が認識しておるのは、日本の某団体からそういう指摘があり、また、日本で不交付の団体が都道府県の中にはございます。そういう団体からもそういう意見が出ておって、それを東京のほうでいろいろ議論をしたというふうな経緯があるというふうに伺っております。

昨年、私も東京のほうへ出張で行った折に総務省の事務次官が来まして、大臣は基金については、やはり地方特有の財源であり、困ったときに地方が使う財源であるので、これはこれとしてしっかり担保をすべきだというようなことも国会でも述べられたというふうに報告を受けておりますし、さらにほとんどの都道府県、市町村がこの基金につきまして、あるいは交付税との関係につきましては、現状維持、あるいは現状以上の要望をしておるのが現実でありまして、それを国が覆すようなことは到底できないのではないかというふうに、現時点ではそういうふうに考えております。

さらには、今の基金とのかかわりでございますけれども、やはり起債（借金）と貯金が同等ぐらい進むことが町の運営ではベストではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 同等ぐらいうと、今、ちょうど同等ぐらいなのかな、けさの新聞にも出ておりました。

ちょっと私が、以前、やはりこれに関連した質問をしたと思います。思い出していただきたい。それで、ちょっと事前に皆さんの手元にこういったものを用意させていただきました。これは坂町ランキングです。前、町長にも思い出していただきたい。目的を持った基金、そして借金、そういったものをあれして、なおかつ、残っているからだんだんだんだんふえてきて、平成19年が23億6,700万余り、そして30年で46億と、倍増ですな。だからそのときに私が町長の給料についてたしか質問して、そのときは15%カットみたいなことを言ったりした思いがあったりしたんですけど、今はもう減らさなくてええですよ。あのとき、私は、行政は、極端に極論を言えば、そういった基金をあれして、なおかつ、残ったのが一般財源として調整として残ってるわけで、そこまでせんでも、極端に言ったら、行政は、プラス1円でええんだというふうなことを言ったと思います。そのときに町長は、それは大田議員個人の考え方でしょいうふうに一喝されたことを思い出しますか。

この表を見ていただいて、あのときはやはりこういうふうなのをあれして、これを用意してなかったんで、数字の羅列ばかりで、恐らく、皆さん、ちょっと御理解いただけなかったんじゃないかなと。そして町長も、そしたら報酬審議委員会開いたら、議員さんのもいうふうな問答があったと思うんですけど、町長の給料、お手元の82万1千円、1,750地域中565位で結構上にいますよ。広島県内でも23地域中

12位。そして、職員はといいますと、36万1,817円、これ、43.1歳、平均がですね、100名ぐらいいらっしゃる。そして、1,760地域中の1,070位、24地域中の広島県で22位と。坂町の財政力指数、力といいますと0.72で、1,765地域中397位と。広島県でも7位というふうに、最初にみんなの努力でいうふうに言いました。そして、きのうの町長の施政方針でも、これは私と職員とが一丸となつていうふうな文言がたしか述べられたと思います。一丸となっている割には、ちょっと職員に対して職員が冷遇視されておるんじゃないかというふうに私は感じるんです。財政力もあるじゃないかというふうな中で、最初に言ったように町長の給料も減らさんでええですよ。そしたらいうのは、じゃあ職員の給料をちょっとだけ、一緒に一丸となつて頑張ってるんだったら考えてやって、これは我々には報酬審議委員会へかける必要があるんかどうかわかんですけど、職員のだったら、町長が、おい、上げちゃれえやで上がるんじゃないん。もしあれだったら、あそこに書いてある職員の給料36万1,817円が、全国で、そこへ参考として、福岡県の大川市が565位みたいのところへ行くと、38万6千円いうてから、2万5千円ぐらい高いわけですよ。江田島にしても563位で、財政力があんまりないのだからようやっちゃうるんじやの、職員はやる気になる。そしたら、再度言うけど、町長のは下げんでもええけん、せつかく頑張つとるんじやったら、2万円までは言わんけど、5千円でも、5千円いうたら6万円ですよ、年間で言ったら。6万円の600万円の、そして賞与をあれしてもわずかじゃないですか。職員いうのは、それだけ上げちゃれえやいうことになって、頑張つとるんだったら、やっぱり町長1人が、わし1人が頑張つとるんよいうふうな表に見れますよ、これだったら。ちょっと職員さんを持ち上げとって、一番下に私らも控え目にちょっと書かせてもろとったんよ。私ら23地域中、広島県内で18位ですよ。熊野、海田、あれを入れても、私らそれ以下ですから、そういうふうなんでどうでしょう、そっちのほうの職員の給料をちょっと上げちゃうるいうことで議論をする余地はないんでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時58分）

（再開 午後 1時59分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることもよくわかるわけでありまして。全体的なことも踏まえてどうあるべきかということも検討していかなければならないというふうに思っております。

昨年は下水道関係のことで非常に議会、あるいは町民の皆様にご心配をおかけをしたわけでございますけれども、これは事務方の事務処理の不備が原因でこういう事案が発生したわけでありまして。そういうことも踏まえて、今、議員さんから言われたことも大変ありがたいわけでありまして、もう少し職員に責任を持たせるようなやはり体制もつくっていかなければならんということで、職員の処遇改善もそれに合わせて検討するようなことも、今、いろいろ考えておりますが、現状では、今、いろいろなことも調査をしておりますので、そういうものがきちっと終了をして、こうこうこうなるんだ、こういうふうにするんだと、今、申しましたようにマニュアルもいろいろつくっていかにゃいけん部分もございます。そこらをしっかりと固めまして、その後いろいろなまた検討できるところは、周りの諸般の状況も勘案しながら検討していきたいということは既に決定をしておりますので、事務方にもそういう話もしております。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） この件については、そういうふうなことで、事務方とあれして、私にしたら、やはり倍増してきて、そうやって頑張って頑張って、町長と一丸となってこれだけ我慢してきたんだということで、順位がやはり物語っとると思うんで、もう少し頑張ってやってほしいと思っております。

それと、その件についてあれですけど、さっきのこの町で、まさに小さくともきらりと光っとるないふうなのが、その道路だけじゃないんですよ。いろんなことをやってきて、うちらでやってないようなことが結構あるんですね。

そして、今、ようよう祭りとかそういったので、子供たちが店を開いたりとか、そういうふうなことをやったりして、やはりその子たちがまた大きくなったりして、起業したいとかいうふうな気持ちになるかもしれんですね、そういうことをしておるんで。そして、そういうふうなことを見たら、こちらじゃやっぱり起業支援みたいなことがあったりして、そういうふうなのが200万円とかいうふうに出すような大きな



ことをやっとするんです。

ここなんかは、本当、九州のちっぽけな、九州一小さい町が、財政力指数なんかも低いですよ、0.38で、1,763番中の1,006番目にあれするぐらい低いところで、それでこれだけのことができる。どうしてできるんかなど。やっぱり思い切ったことをやって、そういった起業支援とか、坂らは完全失業率というのは結構坂は少ないですよ。広島県内でも上から2番ですから、ほとんどの人が仕事をしとって、あとは結構失業しとる人が多いんですけど、その点で言うと坂は立派なんですよ。それは町民みんなが働かにゃいけんいう気持ちでしっかり働いてくれとるんですね。そして働いてくれて、税金を納めていただくわけですけど、あとちょっとやっぱり何百人かはいらっしゃいますけど、そういった人らが何かしたいと、ああいうふうな子供のときから押し上げてきとるんなら、その続きをこういうふうなことも考えられないですか。私は二番煎じでもいいと思うんです。いいところがあったらぜひ採用して、そういうふうながあるんなら、ちょっと考えてみいやとかいうふうな、やってないことを坂らでもぜひ考えていただきたいと思う。せっかく子供にそういうふうなことをやらせておるんなら、その子らがもう何年もやってきてますね。そして高校出てやってきとるんで、そういうふうなのがあるということになったら、その子らがやはりそういうふうな起業をして、そして先ほどの一般質問の中にもあったりするウオーキングじゃないですけど、やはりそういうふうなプチの店を開いたりとか、そういうふうなのをあれして、ウオーキングのいろどりになったりもしていくんじゃないかと思うんですけど、こういうふうな新しいものを支援してやろうというふうな考えはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） やはり、先ほども申しましたように、公務員といえども、発想の転換を図っていかないと、これからはなかなか生きていけないというふうなことも間近にあるわけでありまして、今、大川市ですか、例もお話しされましたけども、そこらの仕組みが細かくどういうふうな仕組みになっておるのかということも調べまして、参考にさせていただきながら、やはり坂町の状況、文化に合ったような仕組みづくりをやっぱりしていかにゃいけないと思いますんで、そこらも含めてよく勉強させていただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） これなんかは本当わずか6千人ぐらいの小さな、5.72ぐらいしかない小さい町なんで、もし参考とあれば、これをお見せしてから、勉強にはいろんなものがあつたらいいと思いますんで、ぜひ参考に供していただきたいと思いますが、どうぞお使いください。使われてみたいと思いませんか。どうでしょう。質問としてから、お願いじゃあれじゃけん、ぜひ勉強の一端に添えてみたいというお気持ちがあれば。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 職員も全体的にやっぱり新しい視野に立っていろいろ勉強しておることも事実でありますんで、また、今、申されたことにつきましては、もちろん大川市のこともありますし、他自治体のことも含めて、現地へ行って研修をしたりいろいろなこともしております。その中でいいところをやはり吸収して、その同じことはできないわけありますので、坂町に合った仕組みに、それを参考にしながらつくっていくようなこともしっかり職員も頑張ってるんで、そういうことで御理解をいただきたいと思います。しっかり使用させていただきます、それも。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「町長施政方針について聞く」を質問願います。

○9番（瀧野純敏議員） 「町長施政方針について聞く」の件で質問をいたします。

新しく平成30年と節目の年で、再選2年目は、町長にとっても充実した手腕の発揮できる年になると思われる。国の経済は緩やかに回復しているようであるが、地方では厳しい緊縮財政を強いられているのが現状である。国は矢継ぎ早に思いつきに近い施策を打ち出し、地方自治体に振り分けている。

町でも、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略が4年目となり、早急な実績が求められるのではないか。今年度主要事業では町民目線の新規事業を打ち出しているが、緊縮財政の中、継続事業とあわせどのような手腕を見せるのか、町長の気概を聞きたい。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町長施政方針について聞く」の件についてお答えをいたします。

平成30年度は、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことの

できる町を基本理念とした坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4年目となり、これまでの実績を踏まえ、均衡ある地域の発展のための事業をさらに進めていくこととしております。

まず、小屋浦地区の人口増に向け、今月下旬から入居可能となる坂町有小屋浦住宅の入居促進に努めるとともに、町有住宅の一室に子育て支援センターを開設し、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、一時預かり保育、情報提供などを行います。

また、留守家庭児童会の対象学年拡大に伴い、各小学校近隣の空き家を活用し、留守家庭児童会の増設を行うなど、子育て環境の充実を図ってまいります。

次に、ベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出と交流人口の増加を図るため、施設内への物販施設の整備に向けて計画の具体化を図ってまいります。

さらに、今月末に修復が終わる六角御輿を町民センターに展示保存するとともに、活用についての検討も進め、本町の歴史や文化に触れる機会を拡充させることにより、郷土愛の醸成に取り組むこととしております。

そのほか、東京オリンピックの出場を目指すメキシコ代表ビーチバレーボールチームがベイサイドビーチ坂で事前合宿を実施することが決定をしていることから、町民と選手の交流を計画しております。

継続事業といたしましては、子育てや介護を支え合える三世代同居・近居を推奨するため、三世代同居・近居住宅支援事業を実施するとともに、2月末現在、84件の空き家を解消している空き家改修等支援事業にも引き続き取り組んでまいります。

また、循環バス事業につきましては、本年度の試行運転の結果と利用者、住民の皆様を対象にした試行運転に関するアンケート調査の結果をもとに、平成30年度から各路線のダイヤを見直し、さらに隔日運転から、月曜から金曜日までの週5日間の運行とする本格運行を実施いたします。

さらに三位一体の防災対策として、県道坂小屋浦線の道路整備や横浜地区の越波防止、高潮対策などの海岸整備、土砂災害防止などの堰堤を含む河川整備を引き続き推進してまいります。

今後とも、町民と行政が地域の発展をどのように図るかを真剣に考え、目標を共有し、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行に移すことにより、30年先も50年先も、坂町が坂町であり続けられるまちづくりを、議会はもとより、各種団体、町民の皆様と一体となって創造してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 町長の気概を本当に聞かせてもらいました。しかし、こっちで何かのんびりしとるような気がして、今、全国的にやっても、日の当たるところ、それから日陰のところ、これは日の当たるところは3分の1ですよ。景気が回復しよるいうて、今、企業体にしても自治体にしても。それからあとの3分の2は、依然として不透明で、ことしも全体的にも低迷してますね。広島県にしてもそうです。広島県の中山間部に行ってみたら、今、神石高原町以外は、やはり財政、人間が少なくなったりして大変で、坂町と一緒に減収ですね。だけど、廿日市市とか三原市とか、若いトップが出たり、トップ次第によってはぼんと上げとるところもある。

そういう中で、坂町も確かに、今、ことしは、きょうの新聞ですか、0.7でええいうて大きく出させてもらってますね。だけど、確かに坂町でも、今、言うように、町民税、法人税、それからたばこ税にしても、全体的に固定資産税も入湯税も全部が下がってます。その中でも特に法人税、これなんかは、確かにいろいろやってもらいよります。だけど、これだけの企業がありながら、実質的に言ったら五十何%企業からの法人税が入るんだから、でもその中でやはり企業というのは縮小したり節約したり、それから統合してよそへ逃げたりするんで、町もあるはずなんです、このたびも。それによったら、膨大な収入源になりよるはずなんです。その割には、やはりこういう、今、ことし小さいことをやるんじゃなくて、町長としてこの企業、町内にある企業に対する、インフラにしてもそのとおりです。協力性のある、これからまだ、恐らくこの四、五年のうちには、上がるばかりじゃありません。今の株価と一緒に、こうなりよる間に下がってきます。

それから、恐らくマツダにしてもどれにしても、その企業体にしても、縮小、合併してくるのもいっぱいありますね。銀行すら縮小、合併してくるんだから、それをいかに坂に引きとめるか。そのような考えを持ってないかどうかひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 端的に言えば、企業を坂へ引きとめ、あるいは誘致するというようなことでよろしゅうございますか、質問は。

今回も、ある某企業が広島市のほうに、将来的に、本年度末、あるいは来年度早々

には移転をするというようなこともございました。町内でそれまで敷地用地のことについてもいろいろ調査をし、我々も一応相談を受けたりした経緯もありますが、やはり絶対的なスペースがないわけでありまして、かなわなかったわけでありまして、そういうふうな事例もございますし、また、町といたしましては、町がかかわることができる、例えば工事とかそういうものにつきましても、可能な限り町内の企業にそういう受注のチャンスを提供できるようなことも一生懸命取り組んでおるところでもありますし、しかしながら、坂町が、それじゃあ全ての企業にそれなりの助成をして元気を与えることができるかといいますと、これはちょっと不可能であると思います。

そういうことで、これまでもいろいろなことにつきまして、町内の企業さんで可能なものについては、そういう受注できるチャンスは提供はしてきておりますし、これからはそういう体制をしっかりと持続して、継続をしていくことによって、少しでも行政として皆さんの血税を町内で循環できるような仕組みをつくっていければというふうに思っております。

余談なことではありますが、ほかの一般質問でもございましたけれども、やはり中山間地域とか地方に行きますと、高齢者率も高くなってきて、圧倒的に自治体の税収が、年金が自治体の税収になるようなことにならないように、議会、それから住民協を初めとした町民、行政が協働して、協力して、一生懸命にその目標に向かって取り組んでいく、そういう体制を皆さんと築いていくことが、今のようなことを克服することにもつながってくるんだというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 今、全体的、体力的にも私も言いました。町長からありがたい言葉をいただいたんですが、今度はやはり身近、県道、もう13年も過ぎたこの県道に対して、このたびは国から、今の総頭川西踏切が踏切改良促進法の指定を受けるはずですね。ですが、受けたときに、それはあれを広げるわけにいきません、今からやっても。だけど、ほいじゃあ高架をつくるか。高架のほうで使えりゃええようなもんじゃが、使えるかどうか、多分、使えるんじゃないか思うけど、これは県の工事だから、町の工事だったら踏切しか使えないはずなんですよね。その辺を、要するに今から町の骨格、骨格、もう13年も私は聞いてきて、骨格を、依然としてあっこでとまっとる。これがないと、今の物価も下がらん。きょうも11時の休憩時間に行っ

みたら、元の役場のほうまで全部並んでおりますね。こういう状態を解消するためにも、この県道の今の踏切問題、これをほんまに踏切をやったら、本当に県道できんようになる。

それからもう一つ、このためには、今度、32年には熊野ライン、熊野の道路が無償になりますね。クレアラインも無償になりますね。そうしたときに、一遍あったように、31号線ががらがらになると。がらがらになるということになるとどうなるか。要するにどれも要らんルートになります。その問題を、確かに31号線の桜並木に広い歩道をつくりますが、それより、それもつくらにゃいけんけど、何が大事か。線路、踏切ができるのが大事か。それをどの辺の目安があるか、目安だけひとつ出してもらうわけにいかんのですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今、御質問された議員さんの総頭川西踏切の踏切法の改正に伴う指定を受けたということでございます。これは決して総頭川の踏切を改修するわけではなく、こういった危険性のある踏切があるという指定のもとに、今現在やっております県道事業、これらの一般的な交付金でやりますが、その交付金の中でも、やはりこの交付金の差別化をし、より早くこの県道整備するがための踏切指定、これに伴いまして、やはり県道、今するものをより一般の交付金よりは支援、促進をさせるというような位置づけのものと踏切指定でございまして、あくまでこれは県道を早く整備するがための国の指定でございまして、当然、これでまた県道の事業が促進されるというふうに考えておりますし、国道31号の渋滞緩和でございまして、やはり国道が変わりましても、坂本郷の中の出口が変わらなければ同じこととございまして、ここらも踏まえ、やはり県道は一番に町の主要事業として進めていくということにはかわりはございませぬので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 今度はもう少し小さいことを言いましょ。

今の小屋浦の町有住宅、この問題にしても、今、小屋浦が、今言うように道路無償化になったら、本当、小屋浦は孤立するんですよ。それは無償化になったら全部上を通る。下を通るのは少なくなる。そうすれば、やはりこの今の町有住宅を満杯にすることを先に考えたほうがいいんじゃないかと思う。そのためには、私に言わせれば、今、入るうちから、ただ、今まで聞いても、町長にしても、職員にしても、何受けたら、

みんな町民平等平等、平等というわけにいかんのですよ。同じでも平等というわけにいかんから、町営住宅ぐらい、小屋浦で今、これだけ過疎化されとるのを助けるためにも、ここを今の4万5千円ぐらいを、もう1万円ぐらい3年だけ下げるから、3年、1万円下げ3万5千円にしますぐらいいうて、それは極端な話ですが、そうやって、120世帯を満杯にすれば、あれが3世帯、4世帯あいたんでは、何のことはない、赤字は赤字ですよ。それなら思い切って、3年間、それぐらいをすんと下げる。それとか、もしか子供が2人、どうしても子供がおるんですから、その間に、一人当たり何ぼ下げるとか、5千円とか1万円とか下げるとかやっていって、これを満杯にするべき。そのためには、やはり今の県道の小屋浦線、そうせんと、完全に過疎化が進んでくるんですよ。

それは町長、考えてみてください。坂町に、今、75歳以上が2,010、実質的には、3月1日現在で。それから65を過ぎたら3,900人おられるんですよ。そのうちの300近くが実質的には65歳以上が300近くは小屋浦におってです。したら、やはりそれを考えたら、今から先の先行き、それと我々を含めてじゃけど、60、70の人が30年も50年も生きやしません。たかが10年、15年生きるんだったら、その人らが、ああ、よかったのいう、そういう施策も一つ入らんか、その辺をひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 町有住宅につきましては、この4月1日から入居ということになっておりまして、ちょっと施策、方法を変えまして、今は民間の不動産の関係者とか、県の宅建関係の団体とかに一応紹介をしていただくような仕組みもつくりまして、今、進めております。

それと同時に、また現実として、子供のための公園も30年度で整備することにしたしておりますんで、またそこらができて見えてきだしたら、また状況も変わってくるんじゃないかなというふうな思いも持っておりますので、もうしばらく、1年ぐらいをあせってがたがたしてもかえっておかしいことになってはいけないんで、そういうことで、今、取り組みをいたそうとしております。

また、この子育て支援住宅もそうであります。結構、民間のそういう不動産関係の会社が紹介をしてくれまして、またこれも5件ぐらいは入ってきたんじゃないと思うんですけども、そういうことで、着実に、少しずつではありますけども、成果も上げ

てきておりますので、そういう発想の転換を図って、これからもしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 7番 柚木 喬議員から「地域間格差の解消を聞く」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「地域間格差の解消を聞く」の件で質問いたします。

平成30年度町長施政方針の中で、地域間格差の解消と均衡ある地域の発展が重要であると述べられておりますが、平成30年度の施策において示されているものがあるのかをお伺いします。

また、予算の使い道をハードからソフトへシフトすることを機会あるごとに要望しておりますが、平成30年度はどう臨まれるかを伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地域間格差の解消を聞く」の件についてお答えをいたします。

御質問1点目の、地域間格差解消のための平成30年度における具体的施策についてでございますが、既成市街地においては生活道路が狭隘で車両の通行が困難な箇所が多いことから、車両を利用する機会の多い若者を中心に定住を敬遠する傾向にあります。

このようなことから、坂地区において、災害などの有事の際、緊急車両の迅速かつ円滑な通行や火災の延焼防止機能も備える県道坂小屋浦線の道路整備事業を県とともに全力で推進してまいります。

また、県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための道路や坂東環状線道路事業を行い、新市街地との均衡を図る取り組みを積極的に推進してまいります。

小屋浦地区におきましては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、人口減少に歯どめをかけることが喫緊の課題であることから、昨年取得しました坂町有小屋浦住宅の空き家の子育て世帯が入居できるように改修をしており、今月下旬から入居可能となることから、入居促進に努めるとともに、平成30年度は町有住宅の一室に子育て支援センターを開設し、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、一時預かり保育、情報提供などを行うとともに、隣接する町有地に公園を整備し、子育て環境の充実を図ります。



御質問2点目の、ハード事業からソフト事業への予算のシフトにつきましては、平成30年度当初予算では、ハード事業に当たる普通建設事業費は、前年度に比べ1億円以上減額しております。

しかしながら、基本的な考え方として、町民の福祉の向上のためにはハード事業からソフト事業へシフトするという考えではなく、施設整備などのハード面の取り組みと、それを活用したソフト面の取り組みを連携しながら進めていくことが重要であると考えます。

こうした考えのもと、平成30年度では、各小学校近隣の空き家を活用し、留守家庭児童会の整備を行うハード事業と、対象学年を拡大するソフト事業をセットで行うこととしております。

また、平成29年度にハード整備を行った坂町有小屋浦住宅の子育て支援センターは、平成30年度において開設・運営に係るソフト事業のみを実施することとしております。

このように、ハードとソフトの行政需要はその時々で異なることから、引き続き、適時、適切に判断し、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 毎年、地域間格差の解消は町長の施策で出てくる言葉でございます。来年からやるとかいうようなことじゃないんですか、解消どころか縮小にもなってないような私は気がするんですが、町長、これ、やりやすいところからやっているのではないかと思うんですけども、むしろ町長の最極的な見地からこういう地域間格差をやってほしいと思うんですが、どのようなお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当然、各地域の御要望を受けながら、実施できる、できないいうことも判断をしていかなければなりません。財源的な問題もございます。そういう中で、可能な限り、小屋浦地区、横浜地区、坂地区の中からいろいろ御要望のあったものを主に進めております。特に、ハード、ソフトというお話がございましたけれども、ハード面では、横浜では今も越波用の離岸堤も完成し、また、横浜小学校から国道31号までの間の高潮対策もこれから進めていくようなこともございます。これは横浜地区の4地区の総意で要望があったことを進めておりますし、また、このたび、

平成30年度も一部工事に入る予定にしておりますけれども、地震津波の避難場所も、横浜中央と横浜西のほうに建設するようにいたしております。これもやはり横浜まちづくり協議会と協議の中で、全体の総意に基づいて要望があったことを受けとめて実施をしておる、そういうものはハードといえどもしっかり地域の要望に応えるということで、行政としては取り組んでおるところでもありますし、やはり全体的には、先ほども答弁をいたしましたように、ハードとソフトの関係がすごく大切なことだと思います。私はいつも言うんですけど、ソフトを実現するためには、どうしてもハードが必要であるんだと。そういう観点で、地域全体を要望を受けながら、予算の許す限り、あるいはいろいろな県、国の制度も活用しながら、その許す限りの中で全身全霊でその実現のために取り組んでおるとというのが現状でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今、ソフトの面を言われたんですが、今、実は地域間格差の問題を2点目で質問するんですが、横浜の住民が、特に道路事情については、坂地区がよ過ぎて、横は全く道路事情が悪いんじゃないかと、それをようよう聞くんですよ、耳が痛いほど。町長から見た地域間格差は、この場合は解消してますか、道路事情について。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 全てが同時には事業が進まないわけですよ。今現在も、例えば小屋浦地区であれば、坂中学校の周りの歩道も、随分これは以前になりますけれども、かなりの投資をして整備をさせていただきました。あるいは、何か不測の事態にあった折には困るんで、森山一周線も、これも多額の何億という投資をしましてその整備をさせてもらっております。

また、横浜地区内の道路整備につきましても、まちづくり協議会等で議論をさせていただいて、御要望をいただく。その中で、やはり先ほども申し上げておりますように、地域住民と議会、行政が協力して、これを前進するように汗を流していくということが基本的な私のスタンスであります。そこらもしっかりお互いに議論の場を持ちながら、お互いがお互いにどういうふうにしていけばこれが実現するかということを考えながら進めていけるような環境をぜひともつくっていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 次に、ハード事業からソフト事業へシフトするという考え方についてちょっと質問するんですが、一般的に私どもがいろいろと町長に依頼するのが、私が思う感覚ですけども、一概に人的な投資をソフトというて思うんです。即、効果の出ない箱物とか、あるいは道路をハードというような感じで私は受けとめてるんです。例えば空き家で道路を拡幅するというのは、あれはソフトの入り口なんですよ。そういうような考え方をちょっと持ってたんで、町長のこの答弁で言われるハード事業からソフト事業にシフトする考え方というのが、施設整備のハード面の取り組みがソフトなんですけども、単純にこういうふうに分けることができんわけなんです、ハードとソフトの。

それで、例えば私が単純に思うのが、いろいろと過去から計画があったんじゃないけど、坂の循環線新設よりも、町民の介護のほうが先じゃないかと端的に思ったんですが、その辺の感覚はどんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 福祉施策を進めていくにしましても、道路がないと進まんのじゃろう思うんですよ。例えば救急車両が必要とするじゃないですか。道路がなかったら、例えば横浜西のほうでも、それは道路がなかったら、救急車両はその目的地へはなかなか行かれない場所もあると思うんですよね。やはりソフトを前進させるためには、それを支えるハードがないと、なかなかそうはいかないというふうに思っております。

午前中の質問でも高齢者福祉のことがありましたけれども、将来にわたって高齢者が、私もことしから65歳になりまして、介護保険を掛けるような立場になったんですけれども、あと10年か15年すると、皆さんにお世話にならにやいけんようになるかもわかりませんが、やはりそれを支えるのは、そういうハードも含め、ハードがよくなれば、若い人も定住してくるわけです。住んでくるわけです。それとの兼ね合いもしっかり考えてまちづくりをしていかないと、今だけは高齢者福祉いうことはいいかもわからんけど、10年、20年、30年先にずっと財源を使っておいたら、これまた大変なことも起きると思うんです。

企業でもそうです。バブルが崩壊した。日本の国でもそうなんです。バブルの時代はどんどんどんどんお金がもうかってくる、入ってくるんで、いけいけどんどんでいった。しかしバブルがはじけたらもう財源がない、借金ばっかしになった。そうすると、どうなるかいうと、完全に企業としては財源、お金が枯渇するわけでありす

んで、例えば会社を閉じるとか、そういうことも起きて、また失業者も出てくるとい  
うような例も日本国内でもありました。

アメリカでもそうですね。リーマンショックもその最たるものでありますけども、  
そういうこともしっかり勉強しながら、坂町はこの坂町1万3,300人余りの町で  
ございますけれども、みんなが協力して、30年先も50年先も、皆さんが同じよう  
なサービスが受けられるようなまちづくり、それをみんなで協力してつくっていくこ  
とが、この町がさらに将来にわたって元気に成長していくことにもつながってくるん  
だというふうな思いで頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思  
います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後の質問にさせていただきます。

ソフトの充実ということで、いろいろと私が思うことをちょっと提案するんですが、  
住民目線に合わせるというのは当たり前のことなんですよね。つきましては、町政懇談  
会というのが、今のやり方というのは、住民協の依頼によって行政が行くというよう  
な形で1年ごとにやっているわけですね。このやり方を変えて、行政みずからがやっ  
ていくような形にしていけばどんなかなと思うんですが、その辺の考え方はどうで  
しょうか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） 住民協の、今、主催で、町長を初め幹部がお邪魔をさせて  
いただいて、2年間の中のいろいろな諸事業とか今の問題を討議といいますか、御意  
見もいただいております。

現在、そういった仕組みでうまく住民の方からの御意見もいただいておりますし、  
要望に従ってできることはさせていただいておりますので、この件については、当面、  
このまま進めさせていただきたいと考えておりますが、これ以外の手法について、ま  
た住民の方のほうから提案等もありましたら、そういった御意見もいただきながら、  
また検討を進めたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時55分とさせていただきます。

(休憩 午後 2時41分)

(再開 午後 2時55分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第6号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第6号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」御説明を申し上げます。

広島県後期高齢者医療広域連合は、平成30年度の電算システムの機器更新に際しまして、各市町に設置する情報連携端末の更新を予定をしており、この経費は市町負担金から徴収することになります。

しかし、共通経費で負担する1台分を超えて市町の要望により追加して設置する端末機器の経費につきましては、共通して負担する経費になじまないため、新たに経費割として追加設置する市町の負担とする必要があり、広域連合規約について、地方自治法第291条の11の規定により所要の変更をするものでございます。

なお、坂町では、今回の電算システムの機器更新に際して追加要望はございませんので、このたびの規約の変更による経費割の負担は発生をいたしません。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第7号「坂町総合計画策定条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第7号「坂町総合計画策定条例の制定について」御説明を申し上げます。

坂町総合計画は、本町の現状と社会背景を踏まえて、将来のまちづくりのための課題を検討し、まちづくりの目標と方針及びこれを実現するための施策の基本的な方向を示すもので、坂町の総合的かつ計画的な行政運営の指針、町民、企業などの活動の指針となるものでございます。

総合計画について、従来、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を経て基本構想を定めることとされておりましたが、同法の一部を改正する法律が施行され、総合計画に関する規定が削除され、計画の策定は自治体に委ねることとなっております。地方自治法における規定の削除後も、これまで同様総合計画を策定することとし、総合計画の策定に関し必要な事項を定めるために新たに条例を制定するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとこの条例で、これ、要は何年つくって、今までの4次長計かね、今度、5次をつくる。通常、10年だったんだけど、これ、入ってないんだけど、これはどういうふうに戻すんですかね、つくられて。それが条文に入っていないから、ちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 本町では、これまで第3次、第4次と10年スパンで総合計画を策定しているところでございます。今回、平成32年度から次期総合計画を策定するに当たり、30年度から着手するというので、このたび、条例をお願いしているところでございますけども、今の計画では、これまで同様、10年スパンで次期総合計画を10年単位で策定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） これ、10年いうて書かんでいいもんなんかね。それはもうあうんで回すわけ。その辺をちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 特に条文の中に10年というふうにはうたっていないわけなんですけども、これからまちづくり審議会とかいろいろ町民の御意見を聞いて策定に着手しますけども、現予定では10年ということで、条文にはうたっておりませんが、次期総合計画はこれまで同様10年でしたい。特に条文でうたうことは、他市町の条例等も参考にさせていただいたところなんですけども、特に期間を区切ってそういったことがなかったことも参考にして、こういう条文にさせていただいております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 10年あったほうがよかったんじゃないだろうけど、これですくっとるけん、やむを得んかなと。多分、10年で回していくんだと思う。

それともう一つ、これ、欠けとるようなんが、法律の世界から、今度、自治体で条例で回すということだけど、そのときだからこそ、長期総合計画の反省というんかな、成果というんか、そういうものがやるんだというのがあってもいいような気がしたんだけど、その辺はやっぱり今までどおり何もやらずにいう感じなんですかね。それ、ちょっと気になるからお聞きします。要は、反省するいうんかな、10年間のスパンでやって、どんな成果があったとか、まとめるとか、そんなんをやるんですよいうのが欲しいな思うたんじゃけど、その辺はどういうふうに考えられましたか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

条文の中には、今までの総合計画の検証ということは特に条文ではうたっておりませんが、第4次現長期総合計画を策定したときも、第3次の検証を行い策定している経緯でございます。

当然、次期総合計画を策定するに当たりまして、現在実施しております第4次長期総合計画の検証を行い、それは30年度から着手をするわけですが、行った上で、次期総合計画に反映させる、そういう計画であります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとこの総合計画でそういった検証というのは我々見たことないような気がするんだけど、それに沿って本当にいきよったんじゃないだろうか。8割ぐらいいきよった、7割ぐらいいきよったとか、どんな感じなんですかね。つくったんじゃないけど、これ、目安にしていきよるんだと思うんですが、最終的に、これ、うまくほんまにそれに近い方向でいきよるかどうかな。そういうのがあれば、そこらで検証結果は見れるんじゃないけど、その辺はどうなんですか。町長かね、ずっとつくったのに対して、基本構想、基本計画、それも着実にほぼきちっといきよるんよというようなもんなんですかね。ちょっとお聞きします、最後。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 長期総合計画にのっとってまちづくりをしておりますけれども、例えば、あれは3年ごと、5年ごと等で見直しをするわけでありましてけれども、その際に、時代の流れの中で、やはりちょっとこれはこういうふうに変更したらいいなというものは変更しながら、もちろん町民の皆様からの御意見をいただきながら、あるいは団体の御意見もいただきながら、修正していかなければならないところは修正しながら、一応、計画にのっとってまちづくりを進めております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）



○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第8号「坂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第8号「坂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」御説明を申し上げます。

介護保険法の一部が改正され、居宅介護支援事業者の指定権限が、平成30年4月1日に都道府県から市町村に移譲されるため、指定居宅サービス等の事業に人員、設備及び運営に関する基準等は厚生労働省令で定める基準を参酌して、各自治体が条例で定めることとされました。このため、本町では、厚生労働省令で定める基準に準じて、坂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） この条例制定の背景をちょっと聞くんですが、以前、3年前に坂町指定介護予防支援事業というものが制定されたんです。今回、3年後になりますね、4月1日ですから。3年後にこの居宅介護の支援事業が始まるんじゃないけど、この3年間はどのような形なんですか。同時にすべき内容じゃなかったんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。このたびのこの条例制定でござい

ますが、これは県から町への権限移譲によるものでございまして、3年前のものとは違います。これは居宅介護支援事業所、坂町で申しますと、居宅介護支援事業所さいせいさんでありますとか、ニチイケアセンターさんでありますとか、介護保険のサービスを計画を立てるケアマネジャーといった事業所でございます。この指定の権限を市町におろしてくるというものでございまして、町といたしましては、ケアマネマイスター等を使いながら、このケアマネジャー等の指導も行いながら、この指定権限も行ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 続きまして、介護支援専門員はケアマネジャーですよ、俗に言う。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 介護支援専門員はケアマネジャーと呼ばれる人材でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） この条例制定に基づいて、30年4月1日からこの居宅介護支援事業者を募集するということになるんですよ。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

募集するというのではなく、新たなものがあれば登録はいたしますが、今現在事業を行っている方の更新申請等を県から市町へ行うということでございます。新たに募集を行うためのものではございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今のことですが、結局、県から移譲される事業者というのは何件ですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 坂町で指定をいたしますのは、先ほども申し上げましたように、済生会さんの中にあります居宅支援事業所さいせいさんでありますとか、ニチイケアセンターさんでありますとかになってまいります。何件あるかと言われるすと、また県内にもいろいろございますので、坂町の方が利用する事業所については、

坂町が順次指定をしまいでいます。ただ、それは更新の時期等々ございますので、それはまちまちでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） いや、これは県のホームページを開いたら、坂町には4件あるというてあるんです、県のホームページですよ。だから、これがもろに移譲されるという表現でええんですかね。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 代表的なところでさいせいさんとかニチイさんを申し上げましたが、坂町には4件ございますので、それは必ず坂町のほうが更新をしまいでいます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 結局、県から4件が移譲されると。それを運営せえというんじゃないくて、条例制定して新規に坂町でも、たしか中身を見たら、35名以上の場合はケアマネジャーつけよとかいうてルールがあるんですね、これ。そういうようなことに基づいて、新規の分も募集せえということでもないんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 先ほども申し上げましたが、新規の募集を見越しての権限移譲ではございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第9号「坂町循環バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第9号「坂町循環バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、財政負担の軽減と将来的な循環バスの継続運行につなげるため、平成29年4月1日からの試行運行に基づく循環バスの運行見直しによる利用料金の変更に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第6 議案第10号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第10号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

このたびの改正は、監査業務の強化に伴い、監査委員の報酬の額について、月額を日額に変更するなどの改正を行うとともに、学校講師の報酬の額について、広島県の非常勤講師報酬の単価に準じ改正を行うほか、条文の整備を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第11号「坂町国民健康保険条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第11号「坂町国民健康保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、これまで市町が個別に運営していた国民健康保険を県が財政運営の責任主体となり、市町と県が共同運営することで安定的な財政運営を行うことが可能となりました。この法律に基づき、広島県では、平成30年4月1日から、国民健康保険が県単位化されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、都道府県に国民健康保険運営協議会が設置されることから、必要な文言の整理を行うものでございます。

また、県単位化に合わせ、これまで坂町が2万円としていた国民健康保険における葬祭費を、県内全て3万円に統一することになるため、条例の一部を改正するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第12号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第12号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、今まで市町が個別に運営していた国民健康保険を県が財政運営の責任主体となり、市町と県が共同運営することで安定的な財政運営を行うことが可能となりました。

この法律により、広島県では、平成30年4月1日から国民健康保険が県単位化されることとなり、保険税について、平成36年度を目標に県の市町が統一化を目指すこととなりました。

この国保県単位化に伴い、保険税の計算方式や保険税率、納付月等を変更するものでございます。今までの保険税は所得割、資産割、平等割、均等割の四つの区分を合算したものが保険税額となっておりますが、平成30年度からは、加入者の固定資産税による資産割を廃止し、所得割、平等割、均等割の三つの区分とし、広島県の統一保険料に近づけるよう、それぞれ税率を設定するものでございます。

また、納付月につきまして、納付書や口座振替で納めていただく普通徴収では、4月から翌年3月までの12期としておりましたが、県内の他の市町と合わせ、7月から翌年2月までの8期とするものでございます。

その他の改正につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 前からも資産割というのをなくすということは、県の見解はどういうふうな見解を持っている。例えば、坂はあるけど、よその町はないとかいうのは大体知ってますけど、県の見解はどういう見解なんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

今回の国保の単位化に伴う資産割の廃止について、県の見解と申しますよりも、これは県内23市町と県が合同で審議を進めてまいりました結果、この資産割につきましては、例えば坂町の中で、坂町に資産を持っていらっしゃる方にはその資産割がかかる。ただ、坂町にいらっしゃって、他市町に莫大な資産を持っていらっしゃる方については、この国民健康保険税の資産割の中に算入されてこないという、そういった不平等感がございまして、あと、この資産割を採用している市町はやはり小さな市町が多うございます。大きな広島市さんでありますとか、そういったところは資産割がございませんでした。平等性もないということから、この資産割については、23市町と県とが話し合いによりまして決定をしたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第12号を採決します。



本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第9 議案第13号「坂町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第13号「坂町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

平成30年4月1日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い、同条の一部を改正をいたすものでございます。

改正の内容につきましては、現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が、平成30年4月1日以降、75歳到達等により後期高齢者医療制度に加入する場合、引き続き、住所地特例の適用となるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第14号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」、日程第11 議案第15号「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」、日程第12 議案第16号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」の3議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第10 議案第14号から日程第12 議案第16号までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第14号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」、議案第15号「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」及び議案第16号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」は、関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

初めに、坂町重度心身障害者医療費支給条例及び坂町乳幼児等医療費支給条例につきましては、受給者等の所得によって受給の可否を決定しておりますが、所得税法の改正により、条文内にある所得の計算における文言を「控除対象配偶者」から「同一生計配偶者」に変更するものでございます。

なお、この改正は文言の変更だけであり、所得の計算方法はこれまでと変更はありません。

次に、坂町重度心身障害者医療費支給条例及び坂町ひとり親家庭等医療費支給条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の被保険者とされている方が後期高齢者医療に加入した場合には特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるよう

に改正されたため、新たにこの特例で後期高齢者医療広域連合の被保険者となった方も助成対象者となるよう改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第14号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第15号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第16号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第17号「坂町介護保険条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第17号「坂町介護保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、坂町第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、介護保険事業の運営上、必要となる罰則規定の対象者の範囲を拡大するものでございます。

改正の主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

所得階層ごとの保険料率を規定している第6条について、第7期坂町介護保険事業計画において、介護保険サービス見込み量が増加していることから、保険料を増額するものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

介護保険料の基準となる年額について、現行の第6条第5号に規定をしております

6万8,760円を7万1,700円に改正することにより、年額にして2,940円、月額では245円の増額となります。この基準額の改正に伴い、第6条第1項から第11号までの各号について、それぞれ改正を行ってまいります。

次に、2ページをごらんください。

第19条の改正は、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、介護保険事業の運営上、必要な調査における罰則規定について、その対象者となる範囲をこれまで第1号被保険者のみであったものを、全ての被保険者とするものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 金額のことで、今、改正案の中の月に7万1,700円、標準、国保に掲げるもの、この中で月には2,940円、245円のアップというのは、知ってる範囲でいいんですけども、近隣4町でどのような位置にあるんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

今現在、近隣4町、広島県内においても審議会等が行われ、まだはっきりとこの額というものは決まっておきませんので、近隣4町で少しお答えするのが難しいかなというところもございます。統計として集めまして、県内で、例えば第6期保険料、当町においては5,730円で行ってまいりました。このときに6千円以上の保険者が6市町ございました。このたび、7期の計画を立てましたときに、この6千円以上を設定する市町が倍の12市町にふえております。広島市におきましては、新聞等でも発表されておりましたが、302円増の6,170円ということで新聞等にも出ておりましたので、こちらのほうは御報告できる金額でありますのでお答えいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第14 議案第18号「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」、日程第15 議案第19号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」、日程第16 議案第20号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」の3議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、日程第14 議案第18号から日程第16 議案第20号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第18号「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」、議案第19号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条

例の一部改正について」及び議案第20号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」の三つの条例案につきましては、関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援等の事業の人員、設備、運営等に関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準を参酌して、各自治体が条例で定めることとされております。

このたび、参酌基準となる厚生労働省令の一部が改正されたことから、今回、提出をしました三つの条例につきまして、一部改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、サービスの提供について、介護医療員を追加し、所要の文言整理を行ったものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第18号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第19号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第20号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第17 議案第21号「坂町葬祭料条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第21号「坂町葬祭料条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

呉市との連携中核都市圏形成に係る提携協約のうち、公共施設の相互利用による事



務の共同化、合理化の取り組みとして、火葬場の広域利用を実施することとなり、この実施に沿った支給体制に対応できるよう葬祭料の支給方法を改正をいたすものでございます。

支給額につきましては、現在、12歳以上、12歳未満及び死産児について一定額を支給する内容となっておりますが、この改正により、基準額及び支給上限額を設け、火葬料と基準額の差額を支給するものでございます。

平成30年度につきましては、呉市斎場での火葬料の自己負担は呉市民と同額となり、葬祭料は支給しないこととなります。

また、31年度以降、この取り組みが継続されない場合においても対応できる内容でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第18 議案第22号「坂町宮住宅設置及び管理条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第22号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

町が保有する集合住宅には、公営受託、特定公共賃貸住宅及び町有住宅があり、このたび、おのこの住宅管理人の名称を統一することとし、町営住宅管理人の字句を整理をするものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第19 議案第23号「坂町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第23号「坂町地区計画区域内建築物の制限に関する条例

の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、都市計画法の一部改正により、都市計画用途地域に田園住居地域が新たに追加されたことに伴い、建築基準法の項ずれを整理する一部改正が行われたため、条例の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第20 議案第24号「坂町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第24号「坂町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園の運動施設の敷地面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合の基準について、地方公共団体みずか

ら条例で定めることとされたため、運動施設の敷地面積の基準に関する規定を整備するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第21 議案第30号「坂町留守家庭児童会設置条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第30号「坂町留守家庭児童会設置条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

坂町教育委員会では、放課後、保護者のいない児童の健全育成を目的に、現在、小学校1年生から3年生を対象に坂町留守家庭児童会を開設して、安心して子育てのできる環境整備を行っております。

今回の改正は、法律の改正に伴い、坂町留守家庭児童会の対象学年を広げること

伴い、条例の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第22 議案第25号「平成30年度坂町一般会計予算」、日程第23 議案第26号「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第24 議案第27号「平成30年度坂町下水道事業特別会計予算」、日程第25 議案第28号「平成30年度坂町介護保険事業特別会計予算」、日程第26 議案第29号「平成30年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」の5議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第22 議案第25号から日程第26 議案第29号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第25号「平成30年度坂町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

昨年11月に発足した第4次安倍内閣は、一億総活躍社会の実現を目指し、少子高齢化という構造問題の解消や、成長と分配の好循環の実現に向けて取り組んでおり、雇用、所得環境の改善が続く中で経済の好循環が実現しつつあります。

しかしながら、景気回復は地域の隅々まで波及をしておらず、また、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等にも留意する必要があります。

本町の財政見通しといたしましては、収入においては、町税の減収により一般財源が減少傾向にあり、支出においては、少子高齢化により社会保障関係経費の伸びが見込まれており、昨年度に引き続き、基金を取り崩しての財政運営を強いられる厳しい予算編成となっております。

平成30年度予算では、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略も計画期間の終盤に差しかかり、施策の成果を問われることとなるため、計画に掲げた坂町の創生を達成をするための予算を盛り込み、最小の経費で最大の効果を得られる予算編成を行い、対前年度比0.7%減の52億3,119万9千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、対前年度比0.6%減の6億55万5千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、企業収益の状況等を勘案し、対前年度比10.2%減の3億645万7千円を計上いたしました。

固定資産税では、評価額の下落を考慮し、対前年度比1.4%減の12億6,378万8千円を計上いたしました。

18ページの地方消費税交付金では、個人消費の伸びを見込み、対前年度比2.7%増の2億6,233万円を計上いたし、19ページの地方交付税では、地方財政計画を勘案し、対前年度比0.2%増の6億5,400万円を計上いたしました。

21ページの使用料及び手数料、土木使用料では、町営住宅及び町有住宅の住宅使用料1億1,782万3千円を計上いたしました。

24ページからの国庫補助金、土木費国庫補助金では、社会資本道路整備事業及び

都市防災総合推進事業を計上いたしました。

26ページの県負担金、民生費県負担金では、子供のための教育・保育給付費を計上いたしました。

31ページの繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金1億7,708万1千円を計上いたしました。

37ページの町債は2億7,085万7千円を計上いたしました。このうち臨時財政対策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

38ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上いたしました。

45ページからの総務費、財産管理費では、町民ひろばの維持管理に係る経費等を計上いたし、47ページからの企画費では、第5次長期総合計画策定に係る費用及び坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る三世代同居等住宅支援事業、空家改修等支援事業を計上いたしました。

61ページからの民生費、老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

69ページからの児童福祉費、保育所費では、私立保育園及び認定こども園の運営経費を計上いたしました。

71ページの生活保護費では、生活保護関係経費を計上いたしました。

81ページからの衛生費、塵芥処理費では、家庭ごみ等の処理及び資源サイクルに係る経費を計上いたしました。

84ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

88ページの商工費、商工振興費では、ベイサイドビーチ坂物販施設整備に係る費用を計上いたしました。

93ページからの土木費、道路新設改良費では、社会資本道路整備事業、都市防災総合推進事業及び都市再生整備計画事業を計上いたしました。

95ページの港湾費では、海岸保全施設県営工事負担金を計上いたしました。

98ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金を計上いたし、公園費では、津波災害時一時避難場所及び（仮称）小屋浦1丁目公園整備に係

る経費を計上いたしました。

101ページからの住宅費では、町営住宅及び町有住宅の管理運営に係る経費を計上いたしました。

103ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたし、105ページからの防災対策費では、J-ALERT受信機の更新に係る経費を計上いたしました。

108ページからの教育費では、子供たちがみずから志を立て、強い精神力を持って努力し、自立した社会人として活躍できるような人づくりに努め、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育を推進し、また、部活動等の活性化を支援し、体力、技能の向上を目指すための教育環境を整備する予算を計上いたしました。

122ページの幼稚園費では、幼稚園就園奨励費補助金を計上いたしました。

123ページからの社会教育費では、子供から大人まで町民一人一人がみずからの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できる環境を提供する予算を計上いたしました。

131ページからの保健体育費では、メキシコオリンピックチーム事前合宿の運営に対する補助金を計上いたしました。

141ページの公債費は、償還計画に基づき計上いたしました。

以上で、予算の概要につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり副町長、教育長、技監、担当部長、教育次長、担当課長からお答えをさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議案第26号「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、これまで市町が個別に運営していた国民健康保険を、県が財政運営の責任主体となり、市町と県が共同運営することで安定的な財政運営を行うことが可能となりました。

この法律に基づき、平成30年4月1日から、国民健康保険が県単位化にされることに伴い、県が定めた標準保険料率により、町が賦課徴収した国民健康保険税を国民健康保険事業納付金として県に納付し、県においては、各市町から徴収した納付金に国からの公費等を加え、各市町の保険給付や保険事業等に必要な費用を保険給付費等



交付金により再配分する仕組みとなります。このことから、歳入歳出それぞれにおいて一部の費目が廃止、または、新たに創設されております。

以上を踏まえ、本予算は平成29年度医療費実績並びに国・県からの予算編成等の通知に基づき試算を行い、13億8,207万8千円の予算額とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

11ページから12ページにかけての国民健康保険税の2億5,342万7千円は、県単位化に伴い保険税率の統一化を目指し資産割を廃止、県から通知された標準保険料率により算定を行い、一般被保険者の2億5,290万1千円、退職被保険者等分52万6千円の収入見込みでございます。

13ページの国庫補助金のうち財政調整交付金、また、国庫負担金につきましては、県単位化に伴い廃止となったものでございます。

14ページの県支出金、県補助金10億2,362万5千円は、医療費と保健事業費の見込みに基づいて試算し、計上いたしました。

県補助金のうち財政調整基金、また、県負担金につきましては、県単位化に伴い廃止となったものでございます。

15ページの繰入金、一般会計繰入金1億411万5千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

17ページの療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金につきましては、県単位化に伴い廃止となったものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

18ページの総務費、総務管理費439万4千円は、電算共同処理業務などの委託料327万9千円及び国保連合会への負担金52万8千円が主なものでございます。

19ページの徴税費118万6千円は、保険税賦課に要する費用と納付書送付料が主なものでございます。

20ページの保険給付費、療養諸費8億8,364万1千円、21ページの高額療養費1億643万3千円は、平成29年度の医療費実績に基づいて試算し、計上いたしました。

22ページの出産育児諸費420万3千円、葬祭諸費75万円は、それぞれ見込み

額を計上いたしました。

23ページの国民健康保険事業納付金、医療給付費分2億7,342万8千円、後期高齢者支援金等分7,286万3千円、介護納付金分1,874万7千円は、県からの通知により見込み額を計上いたしました。

24ページの保健事業費483万3千円は、健康づくりのための講師謝金、後発医薬品差額通知の委託料及び糖尿病予防指導業務の負担金が主なものでございます。

25ページの特定健康診査等事業費709万3千円は、特定健康診査の委託料が主なものでございます。

26ページの諸支出金、償還金及び納付加算金150万1千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

予備費は300円を計上いたしました。

27ページの共同事業拠出金、後期高齢者支援等金、28ページの前期高齢者納付金等、介護納付金につきましては、県単位化に伴い廃止となったものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議案第27号「平成30年度坂町下水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本年度の予算は、歳入歳出それぞれ6億648万2千円といたすものでございます。

初めに、11ページの歳入につきまして御説明を申し上げます。

分担金及び負担金の下水道事業受益者負担金41万5千円、使用料及び手数料の公共下水道使用料2億7,970万円、12ページの事業費、国庫補助金520万円は、試算の上、計上いたしました。

一般会計繰入金2億1,969万1千円は、試算の上、計上いたしました。

13ページ、水洗便所設備資金貸付金元利収入37万2千円は、貸付金の償還金でございます。

事業債1億30万円は、付記説明のとおり、事業支出に伴い計上いたしました。

次に、14ページからの歳出につきまして御説明を申し上げます。

総務費の一般管理費1億4,551万6千円のうち、需用費925万4千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電気料等でございます。

15ページの役務費103万8千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電話

料並びに下水道管渠維持費等でございます。

委託料 1,889万1千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の管理委託費並びに使用料徴収業務委託費を計上いたしました。

また、工事請負費 50万円は、下水道施設維持管理工事等を試算の上、計上いたしました。

負担金補助及び交付金 7,347万2千円は、下水道維持管理費が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおり、各協会への負担金等でございます。

貸付金 120万円は、水洗便所設備資金貸付金でございます。

16ページ、公課費 1,877万8千円は、消費税でございます。

事業費の公共下水道整備費 3,384万9千円のうち委託料 2,044万円は、管渠長寿命化実施設計業務が主なもので、工事請負費 300万円は、汚水管渠工事費を計上いたしました。

流域下水道整備費 1,009万1千円は、太田川流域下水道整備事業の建設負担金でございます。

17ページ、公債費 4億2,652万6千円は、起債借り入れ実績に基づき、試算の上、計上いたしました。

予備費につきましては、50万円計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議案第28号「平成30年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、平成29年度の保険給付費など実績見込み額に基づき試算を行い、対前年度比4.8%増の12億6,033万4千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

11ページの保険料、介護保険料 2億7,764万4千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上いたしました。

次に、12ページの国庫支出金、国庫負担金 2億1,373万4千円、国庫補助金 7,242万3千円、13ページの支払基金交付金 3億3,704万2千円、県支出金、県負担金 1億6,803万3千円及び県補助金 1,184万4千円は、保険給付費見込み額などからそれぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金1億7,398万6千円は、介護給付費繰入金、その他繰入金、地域支援事業繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金をそれぞれ試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページの総務費、一般管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,192万9千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対する居宅及び施設等のサービス給付費10億6,450万円を計上いたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者の健康状態の維持または改善を目的とした給付費4,990万円を計上いたしました。

その他諸費100万円は、国保連合会へのレセプト審査手数料として計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費1,805万円は、施設等の利用負担金が一定の上限額を超えた方に支給するもので、高額医療合算介護サービス等費112万円は、医療保険及び介護保険の両制度における自己負担の合計額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超えた方に支給をするものでございます。

21ページの特定入所者介護サービス費4,010万円は、低所得者の方の施設利用料を軽減するための費用でございます。

22ページの地域支援事業費は、介護予防生活支援サービス事業費として2,200万円、一般介護予防費803万3千円をそれぞれ試算し、計上いたしました。

23ページの包括的支援事業任意事業費では、地域包括支援センター等の委託事業経費として4,196万5千円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第29号「平成30年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」につきまして御説明を申し上げます。

本予算は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上したもので、対前年度比約9.8%増の1億7,966万7千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

9 ページの後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料 9,871 万 2 千円及び普通徴収保険料 4,394 万 5 千円は、後期高齢者の方から納めていただいております保険料を広域連合からの通知により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金 1 1 2 万 8 千円は、保険料の徴収に係る経費の財源として計上し、保険基盤安定繰入金 3,566 万 4 千円は、低所得者の方に対する軽減措置分の財源として計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

1 1 ページの総務費、徴収費 6 4 万 5 千円は、保険料徴収に係る事務経費として計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 7,832 万 1 千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議案第 2 5 号から議案第 2 9 号までの 5 議案については、坂町議会委員会条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議長を除き委員定数を 1 1 人とする平成 3 0 年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本案は平成 3 0 年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成 3 0 年度予算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、議長の私を除く、1 番光岡議員、2 番末吉議員、3 番岡本議員、4 番中川議員、5 番主枝議員、6 番奥村議員、7 番柚木議員、9 番瀧野議員、1 0 番中議員、1 1 番大田議員の 1 0 名を指名します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

平成30年度予算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4時20分)

(再開 午後 4時20分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に大田議員、副委員長に中川議員が選任されました。よろしく願います。

お諮りします。

平成30年度予算審査特別委員会に審査付託した議案については、坂町議会会議規則第46条第1項の規定により、審査期限を3月9日午前11時までとすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、審査期限を3月9日午前11時までとすることに決定しました。

お諮りします。

平成30年度予算審査特別委員会の審査の間、本議会は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本議会は、3月7日、3月8日の2日間は休会とすることに決定しました。

本日は、これをもって散会とします。

再開は、3月9日午後1時を予定しております。

お疲れでございました。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起 立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（散会 午後4時22分）

上記記録の内容が正確であることを証するために署名する。

坂 町 議 会 議 長

議 員

議 員

議 員